

令和4年度第1回

高知地方労働審議会労働災害防止部会

令和5年3月13日
ちより街テラス
(ちよテラホール)

高 知 労 働 局

令和4年度第1回 高知地方労働審議会労働災害防止部会 会議次第

令和5年3月13日(月)

13:15~14:15

ちより街テラス(ちよテラホール)

- 1 開会

- 2 高知労働局労働基準部長挨拶

- 3 議事
 - (1) 部会長の選出

 - (2) 高知労働局第13次労働災害防止計画の結果について

 - (3) 高知労働局第14次労働災害防止計画案について

 - (4) その他

- 4 閉会

配付資料一覧

- 資料 1 高知地方労働審議会労働災害防止部会委員名簿

- 資料 2 高知労働局第13次労働災害防止計画の状況(速報値)

- 資料 3 高知労働局第14次労働災害防止計画(案)(概要)

- 資料 4 高知労働局第14次労働災害防止計画(案)(本文)

- 資料 5 厚生労働省組織令(抄) 地方労働審議会令、
高知地方労働審議会運営規程、
高知地方労働審議会労働災害防止部会運営規程、
高知地方労働審議会の公開に関する要領

高知地方労働審議会 労働災害防止部会委員名簿

令和3年12月14日指名（敬称略）

任期：令和3年10月1日～令和5年9月30日

区分	氏名	現職名等	選出区分	備考
公益代表委員	ながさわ きみこ 長澤 紀美子	高知県立大学社会福祉学部 教授	本審委員	
	なかはし くみ 中橋 紅美	丸の内法律事務所 弁護士	本審委員	
	ひぜん よういち 肥前 洋一	高知工科大学経済・マネジメント学群 教授	本審委員	
労働者代表委員	いけざわ けんきち 池澤 研吉	日本労働組合総連合会高知県連合会 会長	本審委員	
	やまおか ちか 山岡 千佳	情報産業労働組合連合会高知県協議会 議長	本審委員	
使用者代表委員	のむら たくじ 野村 卓司	高知県経営者協会 専務理事	本審委員	
	やまおか としのり 山岡 俊則	ニッポン高度紙工業株式会社 取締役会長	本審委員	

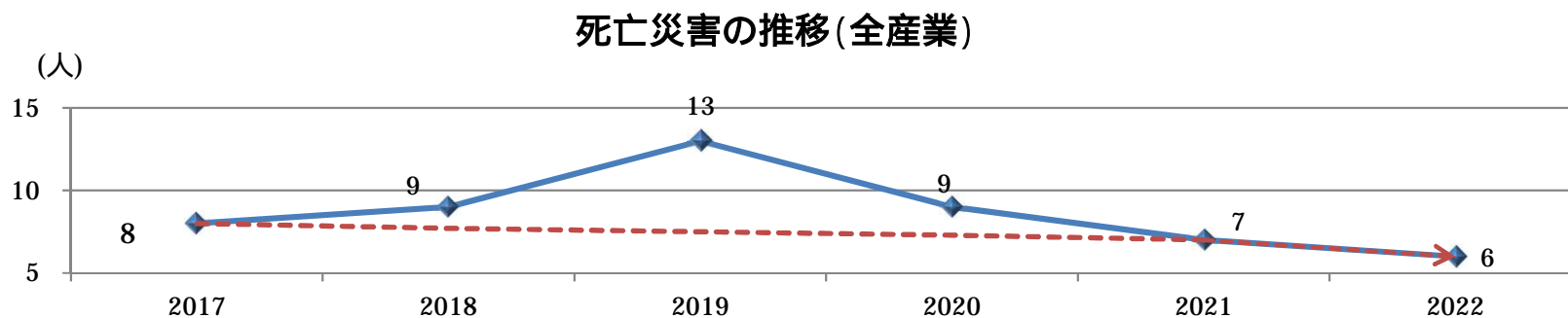
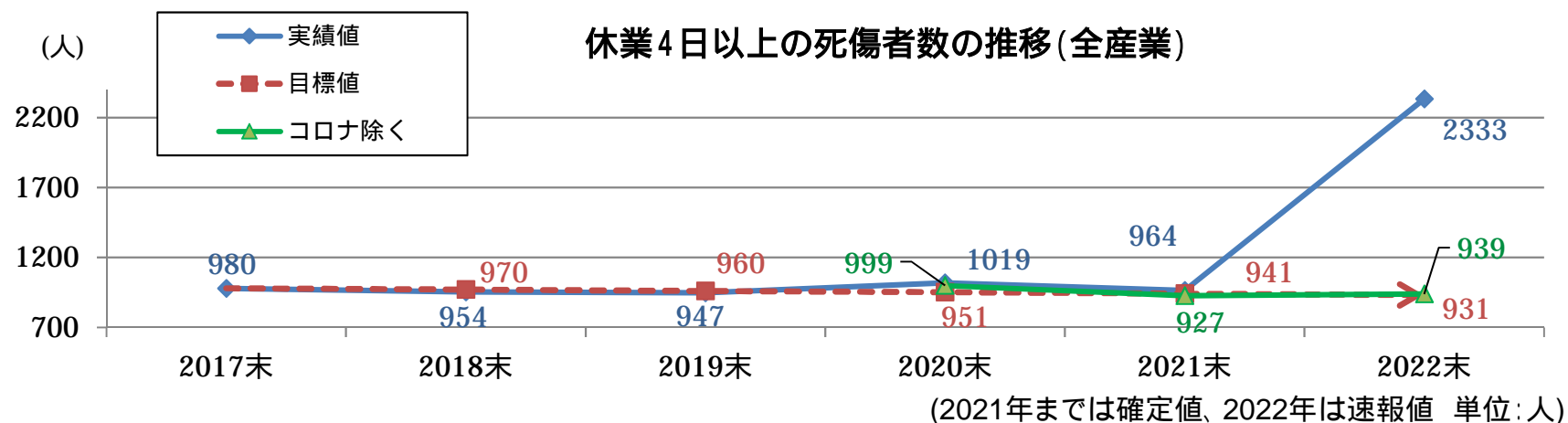
高知局第13次労働災害防止計画の状況(速報値)

資料No.2

ポイント

- 令和4年の死傷者数は2,333人(速報値)、前年比で1,369人の大幅な増加(142%)。(うち、コロナ感染1,394人)
- 令和4年の死亡者数は6人となり、全産業での13次防の目標(6人)以下となった。
- コロナ感染者を除く死傷者数は速報値で939人となり、コロナ感染者を除いても13次防の目標(931人)を超過した。

【13次防計画目標】 2022年までに労働災害による死傷者数(休業4日以上)を**5%以上**(931人以下)減少させる(2017年比)
2022年までに労働災害による死亡者数を**15%以上減少**(6人以下)させる(2017年比)



重点業種の災害発生状況(速報値)

ポイント

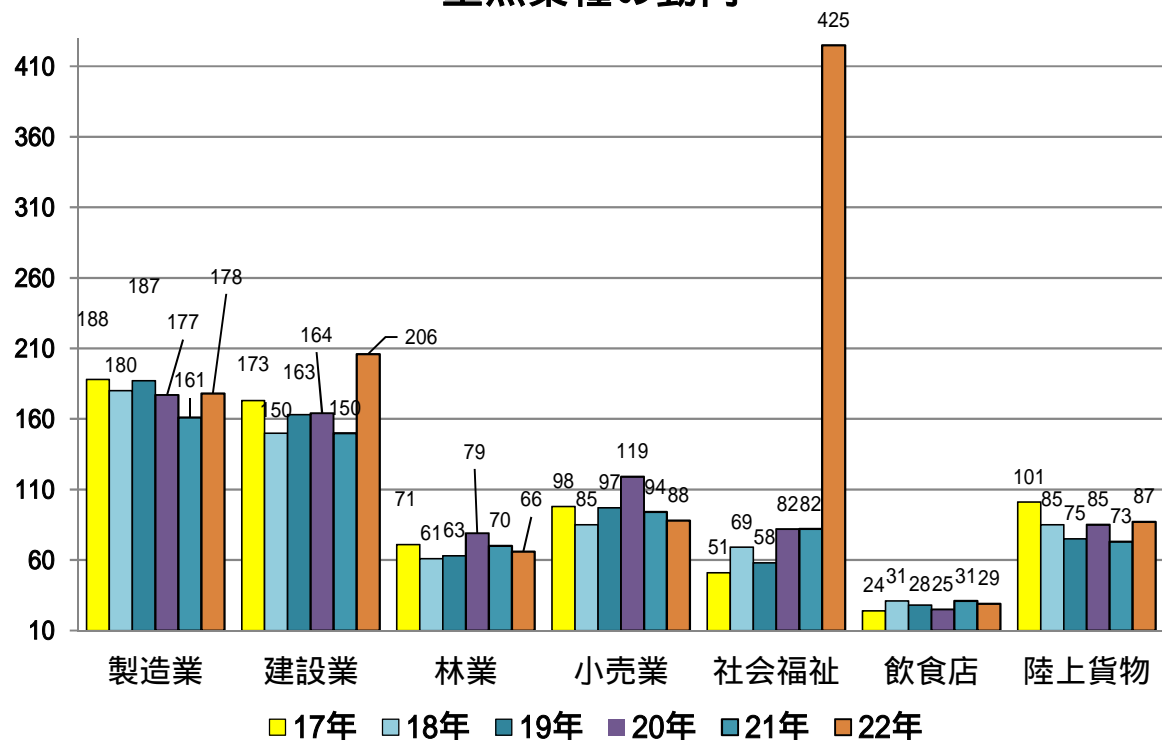
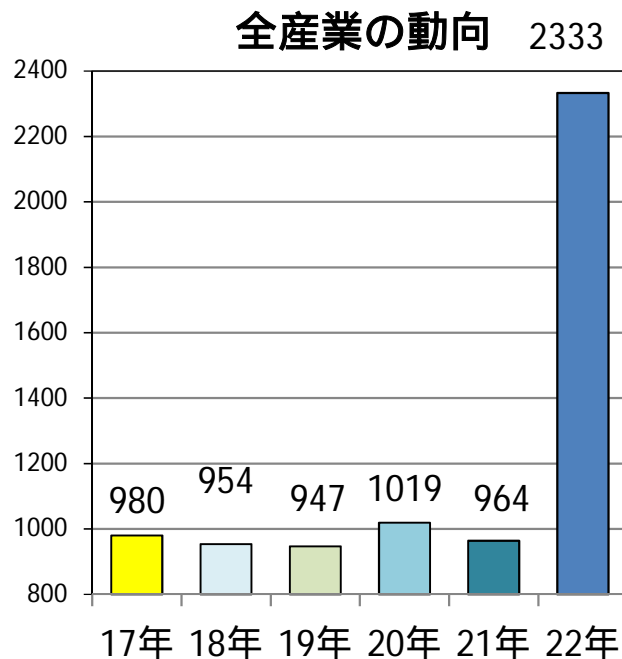
- 社会福祉施設、陸上貨物で前年に比べ増加。中でも社会福祉施設は大幅な増加。
- 社会福祉施設425人のうち341人、建設業206人のうち38人がコロナ感染によるもの。
- 平成29年(2017年)比では、社会福祉施設、飲食店で増加。



【13次防計画目標】 小売業、社会福祉施設、飲食店、陸上貨物運送事業について、死傷者数を5%以上削減させる(2017年比)
(製造業、建設業、林業については参考)

【結果】
○小売業、陸上貨物運送事業においては目標以下となる見込み
○社会福祉施設、飲食店では目標以下とならなかった。

重点業種の動向



(2021年までは確定値、2022年は速報値 単位:人)

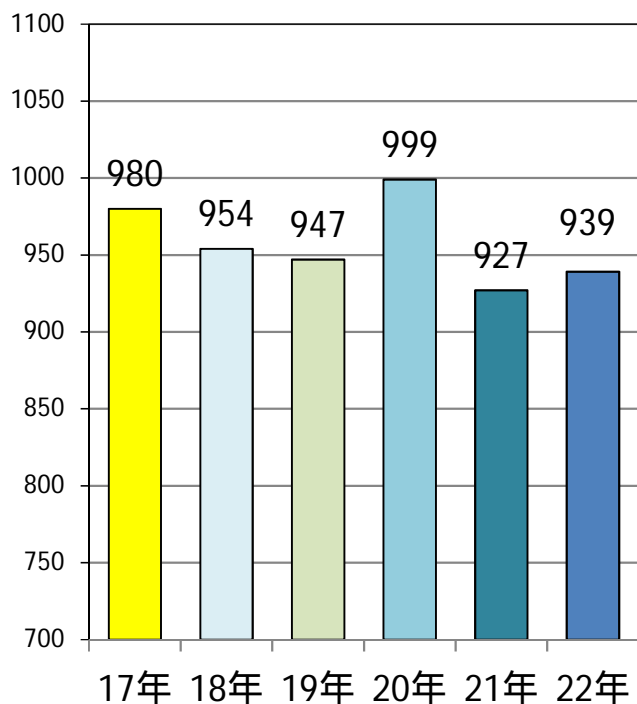
重点業種の状況(コロナ除く)高知労働局(速報値)

ポイント

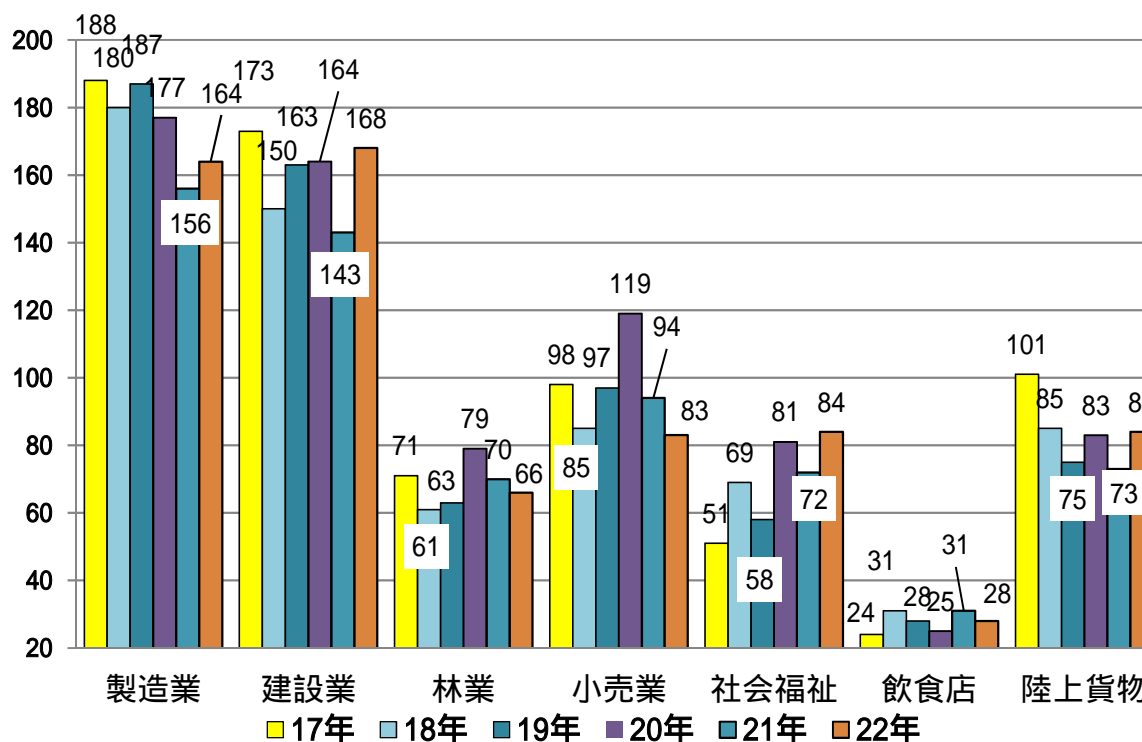
- 令和4年の死傷者数(速報値、コロナ感染を除く)は939人、前年比で12人の増加。
- コロナ感染を除いても、社会福祉施設、陸上貨物運送事業で前年に比べ増加傾向。
- 陸上貨物運送事業では、荷台や運転席等からの墜落・転落と動作の反動・無理な動作(災害性腰痛など)、社会福祉施設では転倒と無理な動作・動作の反動による災害が多い。



全産業の動向



重点業種の動向



(2021年までは確定値、2022年は速報値 単位:人) 3

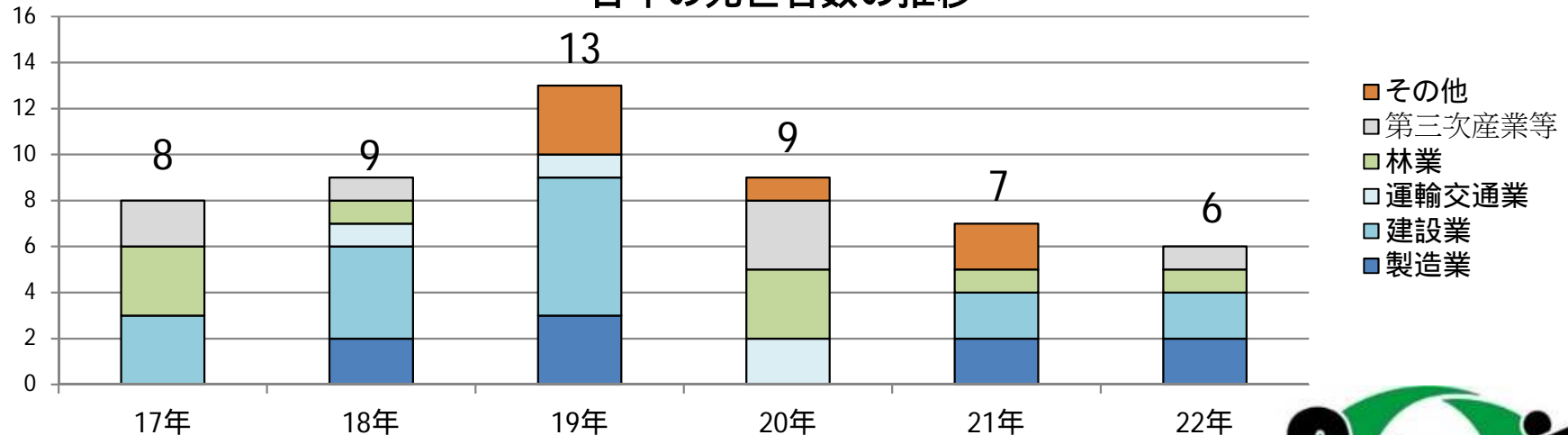
死亡災害重点業種の状況

ポイント

- 13次防期間中の累計は、業種別に製造業9人、建設業14人、林業6人、運輸業3人、商業2人ほか合計44人となった。13次防期間中、最も多い死亡災害は交通事故によるものが14人であった。
- 死亡災害重点業種の目標(製造業3人以下、建設業17人以下、林業7人以下)について、建設業、林業では目標以下、製造業でははさまれ・巻き込まれによる死亡災害が大幅に増加する結果となった。

【目 標】	建設業、製造業、林業について、12次防期間中(33人)と比較して15%以上減少させる。
【結 果】	建設業17人以下 製造業3人以下 林業7人以下
	結果 建設業14人 製造業9人 林業6人

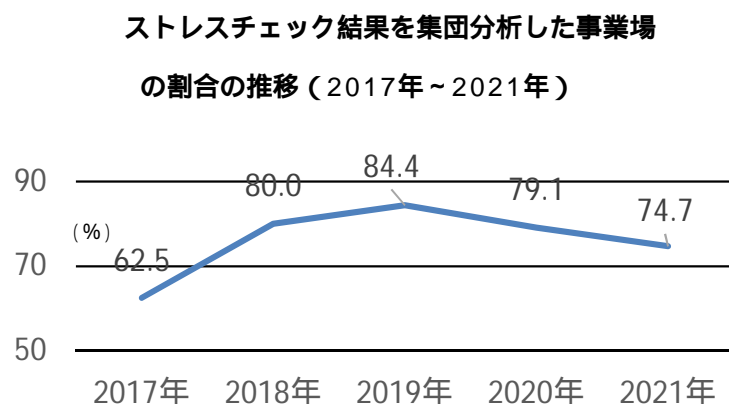
各年の死亡者数の推移



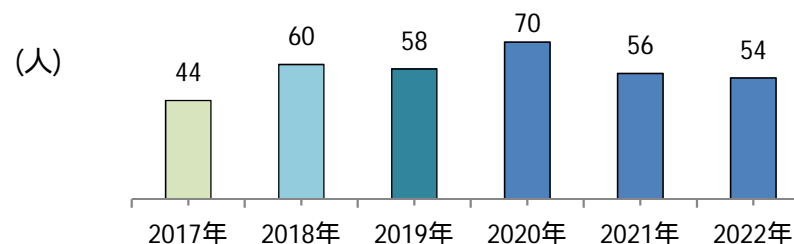
高知局・第13次労働災害防止計画 健康確保対策に関する状況

【目標】 ストレスチェック結果を集団分析した事業場の割合を、2022年までに**80%以上**とする。
腰痛による死傷災害を第12次防期間中と比較して、第13次防期間中で**5%以上減少**させる。(206人以下)

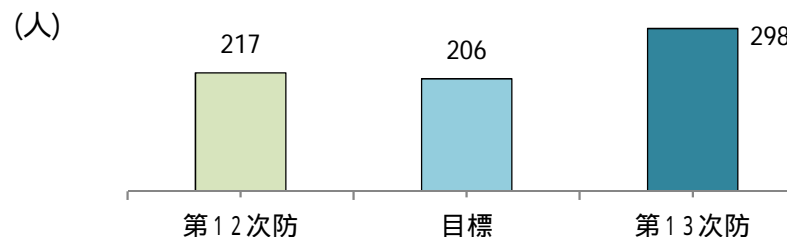
【結果】 ストレスチェック結果を集団分析した事業場の割合は、2018年-2019年は**80%以上**の実施状況だったが、2020年-2021年は目標を下回る結果となった。
腰痛による死傷者数は、第12次防期間中と比較して27%増加となり目標を超過した。



腰痛による死傷者数の推移 (2017年～2022年)



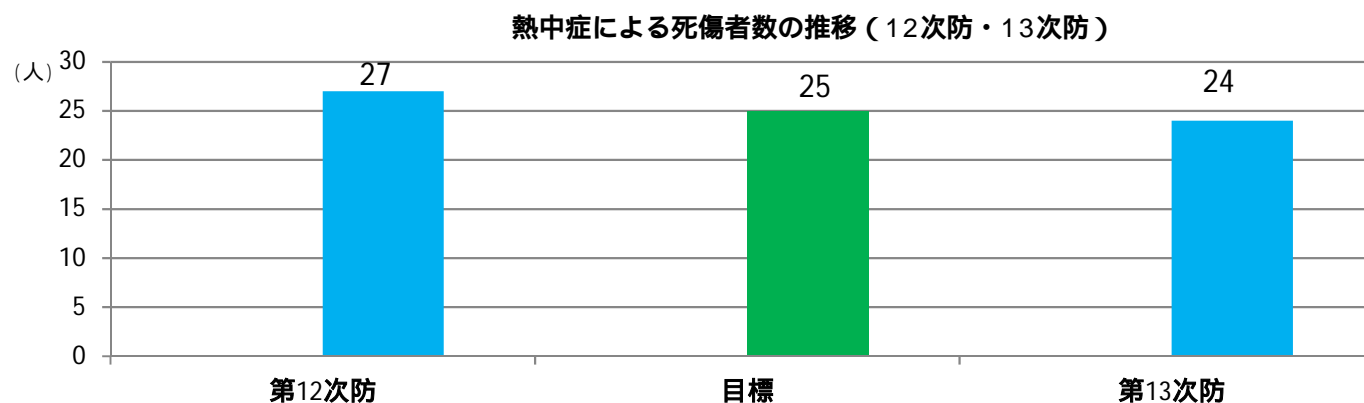
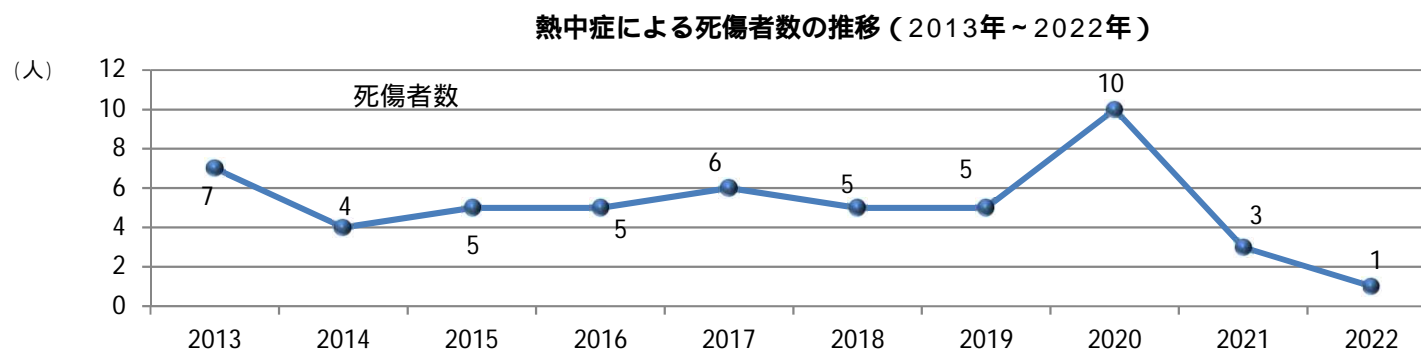
腰痛による死傷者数の推移 (第12次防・第13次防)



高知局・第13次労働災害防止計画 健康確保対策に関する状況

【目標】 職場での熱中症による死傷災害を第12次防期間中の5年間(27人)と比較して、第13次防期間中の5年間で**5%以上減少**させる。(25人以下)

【結果】 職場での熱中症による死傷災害は、第13次防期間中の5年間で24人となり目標達成となっている。



高知労働局第14次労働災害防止計画(案) (概要)

令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日

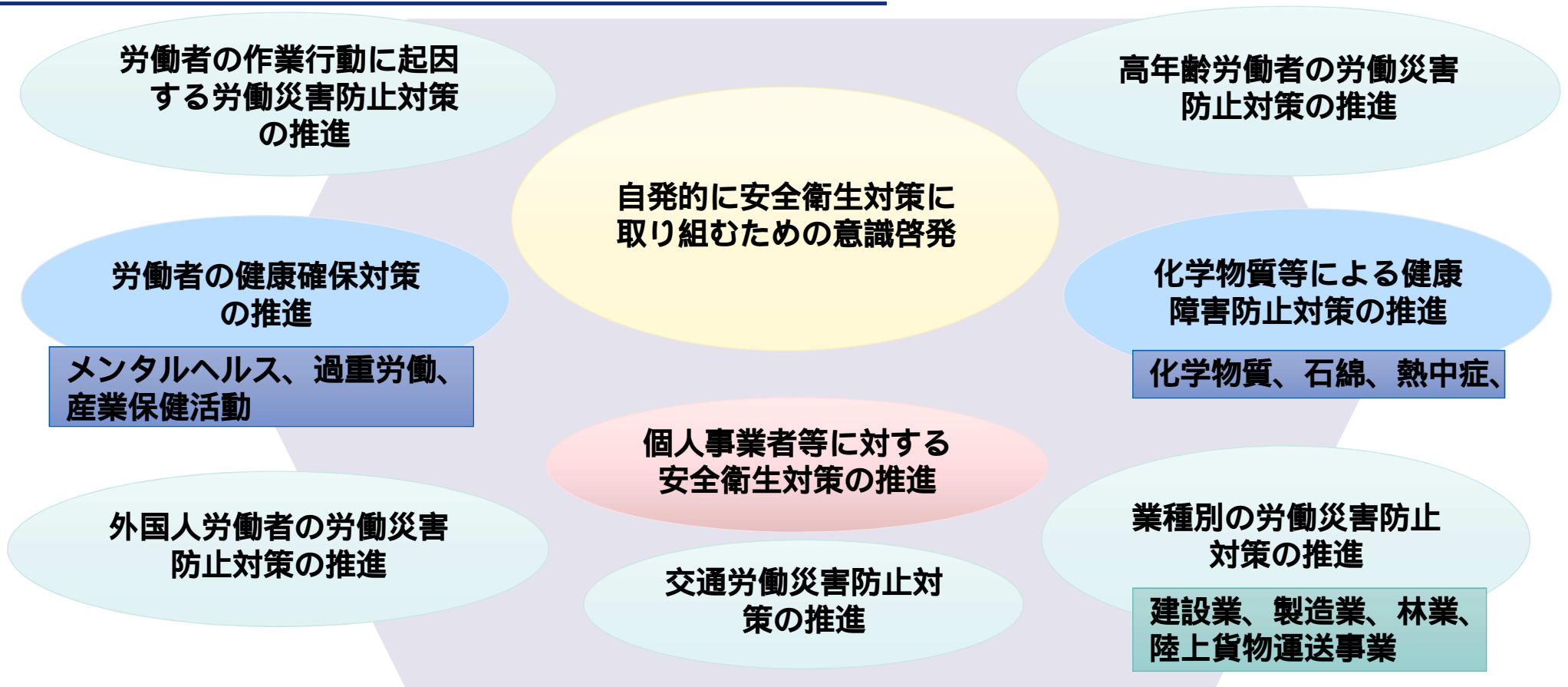
資料No.3

○計画の方向性

厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、**安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であることを広く周知し、**事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図り、安全衛生対策に取り組む意識の啓発を図る。**

事業場の規模、労働者の雇用形態や年齢等にかかわらず、**どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されるよう対策を推進する。**

○9つの重点対策



高知労働局第14次労働災害防止計画(案)(概要)

令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日

【計画の目標】 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標(アウトプット指標)を設定し、アウトカム(達成目標)を定める。

主なアウトプット指標	主なアウトカム指標
労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
・転倒災害対策(ハード・ソフトの両面からの対策)に取り組む事業場の割合を50%以上とする。	・転倒災害について、年齢層別の災害発生割合増加に歯止めをかける。
高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	
・「エイジフレンドリーガイドライン(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。	・60歳代以上の労働災害について、増加に歯止めをかける。
労働者の健康確保対策の推進	
・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	・仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者を減少させる。

死亡災害：5%以上減少させる

死傷災害：2027年までに減少させる

計画の重点対策

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されることを周知し、自発的に取り組みを進めるための意識啓発を図る。(安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知)

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・すべての業種において、転倒災害対策、腰痛災害対策への取り組みを促進する。
- ・介護、看護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)等の腰痛の予防対策の普及を図る。

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「エイジフレンドリーガイドライン(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)」等の周知啓発を行う。

業種別の労働災害防止対策の推進

- ・建設業・製造業・林業・陸上貨物運送事業の業種に応じた労働災害防止対策を推進する。 等 **計9つの重点を定め対策を推進**

高知労働局第14次労働災害防止計画計画(案)

アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）、腰痛災害対策に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 ・卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 ・介護・看護業務において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加傾向にある転倒災害について、年齢層別の労働災害発生割合の歯止めをかける。 ・社会福祉施設における腰痛の死傷災害の割合を、2022年と比較して2027年において減少させる。
高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加傾向にある60歳代以上の労働災害発生割合について、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。
業種別の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 【建設業】墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を2027年までに85%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業における死亡者数を、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間において10%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> 【製造業】機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業における死亡者数を、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間において15%以上減少させる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害の死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> 【林業】「チェーンソーによる伐木等作業等の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・林業における死亡者数を、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間において10%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> 【陸上貨物運送事業】「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上貨物運送事業の死傷者数を、2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。

高知労働局第14次労働災害防止計画計画(案)

アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
<p>労働者の健康確保対策の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。 労働者50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上なるよう促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 労働者の体力づくりへの取り組みや意識啓発を行う事業場の割合を増加させる。 	<p>(指標は立てず)労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待</p>
<p>化学物質等による健康障害防止対策の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 新たな化学物質規制について、あらゆる機会を通じ、化学物質を製造又は取り扱う事業者に対し、労働者の健康障害を防止するための必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質を起因物とする死傷災害の割合を、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間において5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> 熱中症災害防止のため、暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 増加が懸念される熱中症による死亡者数を、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間において減少させる。
<p>交通労働災害防止対策の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 「交通労働災害防止のガイドライン」を活用している事業場、交通労働災害防止のための安全教育を実施している事業場を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通労働災害による死亡者数を、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間において10%以上減少させる。
<p>外国人労働者に対する安全衛生対策の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、外国人労働者に分かりやすい方法での災害防止の教育を実施する事業場を50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者の死傷災害発生割合を、2022年と比較して2027年において減少させる。

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待される。

- 死亡災害については、2022年と比較して、2027年において5%以上減少させる。
また、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間において5%以上減少させる。
- 休業4日以上死傷災害については、2022年と比較して、2027年において減少させる。
また、2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間において減少させる。



(案)

高知労働局第 14 次労働災害防止計画

令和 5 年 3 月
高知労働局

目次

1	計画のねらい	1
2	計画の期間	1
3	計画の重点事項	1
4	計画の目標	2
	(1) 基本的考え方	2
	(2) 達成を目指す指標	2
	ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	2
	イ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	2
	ウ 業種別の労働災害防止対策の推進	3
	エ 労働者の健康確保対策の推進	4
	オ 化学物質等による健康障害防止対策の推進	4
	カ 交通労働災害防止対策の推進	4
	キ 外国人労働者に対する安全衛生対策の推進	5
	(3) 計画の評価と見直し	5
5	重点事項と具体的取組	5
	(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発	5
	(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	6
	(3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	6
	(4) 業種別の労働災害防止対策の推進	6
	(5) 労働者の健康確保対策の推進	7
	(6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	8
	(7) 交通労働災害防止対策の推進	8
	(8) 外国人労働者に対する安全衛生対策の推進	9
	(9) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進	9
6	安全衛生を取り巻く現状	9
	(1) 死亡災害発生状況	9
	(2) 死傷災害発生状況	9
7	第13次労働災害防止計画の結果	10
	(1) 死亡災害と死傷災害の状況	10
	(2) 死亡災害の状況等	11
	(3) 死傷災害の状況	13
	(4) 健康確保対策	17
	(5) 業種別死傷災害の状況	22

1 計画のねらい

近年の労働災害の状況をみると、労働力人口の高年齢化とともに高年齢者の労働災害は増加傾向にあり、また、第三次産業を中心に転倒や腰痛などの労働災害が増加しており、誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者のほか、労働者、サービス利用者など、全ての関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。

また、「費用としての人件費」から、「資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられるなど、労働者の安全衛生対策が事業者の経営戦略の観点からも重要性が増している。加えて、企業の安全衛生対策を充実させることが人材育成・確保の観点からも会社の成長になるという考え方が浸透しつつある。こうした中で、安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが事業者及び労働者を含む全ての関係者に求められている。

さらに、第13次労働災害防止計画（2018年度～2022年度）という。）期間中、化学物質による重篤な健康障害の防止や石綿使用建築物の解体等工事への対策の着実な実施が必要となった。

このような現状を踏まえ、高知労働局では、「Safe Work KOCHI」をキャッチフレーズに、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる職場環境が全ての事業場で実現されることを目指し、労働安全衛生法第6条に基づき、本年2月に策定された第14次の「労働災害防止計画」を踏まえ、2023年度を初年度とする5か年計画により、高知労働局及び労働基準監督署、事業者、労働者、関係者等が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「高知労働局第14次労働災害防止計画」をここに策定する。

2 計画の期間

2023年度(令和5年度)から2027年度(令和9年度)までの5か年を計画期間とする。

3 計画の重点事項

高知県内の安全衛生を取り巻く現状を踏まえ、労働災害の防止を図るため、次の項目を重点事項とする。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の推進
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (5) 労働者の健康確保対策の推進
- (6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (7) 交通労働災害防止対策の推進

- (8) 外国人労働者に対する安全衛生対策の推進
- (9) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

4 計画の目標

(1) 基本的考え方

高知労働局及び労働基準監督署、事業者、労働者、関係者等が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、上記3の重点事項((1)及び(9)を除く。)について指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

なお、下記イのアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体として、少なくとも次のとおりの結果が期待される。

- ・ 死亡災害については、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- ・ 死傷災害については、2022年と比較して2027年までに減少させる。

ア アウトプット指標

本計画においては、上記3の計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される次の事項をアウトプット指標として定め、その達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱う。

イ アウトカム指標

事業者が以下のアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

(2) 達成を目指す指標

ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

- ・ すべての業種において、転倒及び動作の反動・無理な動作は事業場にとって対策を講ずべきリスクであることを周知し、転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)、腰痛災害対策に取り組む事業場の割合を50%以上とする。
- ・ 卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を80%以上とする。
- ・ 介護・看護業務において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を、2027年までに増加させる。

【アウトカム指標】

- ・ 増加傾向にある転倒災害について、年齢層別の労働災害発生割合の増加に歯止めをかける。

- ・ 社会福祉施設における腰痛の労働災害発生割合について、2022 年と比較して 2027 年までに減少させる。

イ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

- ・ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を、2027年までに50%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・ 増加傾向にある60歳代以上の労働災害発生割合について、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。

ウ 業種別の労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

- ・ 建設業においては、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を、2027年までに85%以上とする。
- ・ 製造業においては、機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場の割合を、2027年までに60%以上とする。
- ・ 林業においては、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を、2027年までに60%以上とする。
- ・ 陸上貨物運送事業においては、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を、2027年までに45%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・ 建設業における死亡者数を、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で10%以上減少させる。
- ・ 製造業における死亡者数を、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で15%以上減少させる。
- ・ 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害の死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- ・ 林業における死亡者数を、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で10%以上減少させる。
- ・ 陸上貨物運送事業における死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

エ 労働者の健康確保対策の推進

【アウトプット指標】

- ・ 企業における年次有給休暇の取得率を、2025 年までに 70%以上とする。
- ・ 勤務間インターバル制度を知っている企業の割合を、2025 年までに 80%以上とする。
- ・ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を、2027 年までに 80%以上とする。
- ・ 労働者 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を、2027 年までに 50%以上となるよう促進を図る。
- ・ 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を、2027 年までに 80%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・ 週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を、2025 年までに 5 %以下とする。
- ・ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者を、2023 年と比較して減少させる。

オ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

【アウトプット指標】

- ・ 危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を、2027 年までに 80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。
- ・ 熱中症災害防止のため、暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を、2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

【アウトカム指標】

- ・ 化学物質を起因物とする死傷災害の件数を、2018 年から 2022 年までと比較して、2023 年から 2027 年までで 5 %以上減少させる。
- ・ 増加が懸念される熱中症による死傷者数を、2018 年から 2022 年までと比較して、2023 年から 2027 年までで減少させる。

カ 交通労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

- ・ 「交通労働災害防止のガイドライン」を活用している事業場、交通労働災害防止のための安全教育を実施している事業場を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

【アウトカム指標】

- ・ 交通労働災害における死亡者数を、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで10%以上減少させる。

キ 外国人労働者に対する安全衛生対策の推進

【アウトプット指標】

- ・ 外国人労働者の母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、外国人労働者に分かりやすい方法での労働災害防止の教育を実施する事業場を50%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・ 外国人労働者の労働災害発生割合を2022年と比較して増加させない。

(3) 計画の評価と見直し

本計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行う。また、必要に応じ、計画を見直す。

計画の評価に当たっては、それぞれのアウトプット指標について、計画に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、また、アウトプット指標として定める取組が、どの程度アウトカム指標の達成に寄与しているか等の評価も行うこととする。

なお、計画の実施状況等については、当局のホームページにて公表する。

5 重点事項と具体的取組

(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・ 誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められることを、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図る。
- ・ 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFEコンソーシアム」のみならず、「健康経営優良法人認定制度」など既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活用し、これらの制度や当該制度を導入する事業場を広く周知する。
- ・ 事業者の具体的な取組に繋がるよう、本計画に基づく個別の安全衛生対策の周知においては、他の事業場の好事例について、事業場の業種や規模等に即した個別具体的な取組も含めて周知するよう努める。
- ・ 大学における寄附講座等を活用して、学生への安全衛生教育の促進を図る。

- ・ 労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行う。また、引き続き労働災害防止団体と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。

(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ 安全衛生大会、集団指導等のあらゆる機会を通じて、「STOP！転倒災害プロジェクト」の普及促進を図る。6月には安全週間準備月間を契機とした事業場の安全管理体制の整備について重点的に指導を行う。
- ・ 転倒災害の防止については、業種横断的な取組であり対象事業場数が膨大であることから、業界団体、関係行政機関等と連携し、効果的かつ効率的な周知啓発を行う。
- ・ 厚生労働省本省において、転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の作成等が検討されていることから、その作成後、周知普及を図る。
- ・ 腰痛が増加傾向にある保健衛生業、社会福祉施設、小売業、道路貨物運送事業を重点業種として、腰痛予防対策指針に基づく取組について指導する。
- ・ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図る。

(3) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・ 高知労働局及び労働基準監督署において、あらゆる機会をとらえて「エイジフレンドリーガイドライン」等の周知啓発を行う。
- ・ 高齢労働者は、「転倒」や「動作の反動・無理な動作」といった主に労働者一人ひとりの作業行動に起因して発生する、いわゆる行動災害に被災する割合が高いことから、安全衛生大会等を通じて、身体機能の低下を自覚できるような機会を設け、加齢による身体機能の低下を防ぐための運動の普及を図る。

(4) 業種別の労働災害防止対策の推進

ア 建設業

- ・ 建設現場における職場環境の整備を図る観点も含め、事業者が及びの事項を確実に実施するよう指導、支援等の強化を図る。

墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等、墜落・転落災害の防止に取り組むこと。また、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組むこと。

労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発 0420 第3号。）に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策の適切な実施や「騒音障害防止のため

のガイドライン」(平成4年10月1日付け基発第546号。以下「騒音障害防止のためのガイドライン」という。)に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組むこと。

イ 製造業

- ・ はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害のおそれがある危険性の高い機械等を使用する事業者に対し、リスクアセスメントの実施を指導するとともに、厚生労働省ホームページに掲載されている「機械安全化の改善事例集」等を紹介するなど、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。

ウ 林業

- ・ 立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底等を図る。また、伐木等作業の安全ガイドライン、林業の緊急連絡体制整備ガイドライン等について関係事業者に対し一層積極的に周知し、ガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう徹底を図るとともに、その実施状況等も踏まえて安全対策に取り組む。
- ・ 四国森林局や林業・木材製造業労働災害防止協会高知県支部と連携し、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施等、各機関が協力した取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を確実に講ずるよう取組を進める

エ 陸上貨物運送事業対策

- ・ 陸上貨物運送事業における死傷災害の約7割が荷役作業時に発生しており、トラックからの墜落・転落災害が多数発生していることから、労働者に荷役作業を行わせる事業場に対しての指導等の機会を通じて、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組の徹底を図る。
- ・ 荷役作業中の災害を防止するためには物流センターにおける安全設備の設置等、荷主等の協力も必要となることから、荷主等に対しても同ガイドラインに基づく荷主等としての取組の必要性を説明し、取組の促進を図る。

(5) 労働者の健康確保対策の推進

- ・ 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、各事業場の実態に即したストレスチェック制度を含めたメンタルヘルスケアの実施に積極的に取り組むよう指導する。あわせて、高ストレス者に対する医師による面接指導、集団分析の実施について促進を図る。
- ・ 労働者数50人未満の事業場に対するストレスチェックを含めたメンタルヘルス対策への取り組みを促進する。

- ・ 高知産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じ、メンタルヘルス対策促進のための取組を引き続き支援する。
- ・ 職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知及び対策の徹底を図る。

(6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

- ・ 化学物質を取り扱う事業者に対し、入手したSDS等を活用したリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施するように指導する。
- ・ リスクアセスメント対象を取り扱う事業者に対し、化学物質管理者を選任（令和6年4月1日義務化）するように指導する。併せて、リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場に対しては、保護具着用責任者を選任するように指導する。
- ・ 特殊健康診断を確実に実施し、特殊健康診断結果報告書の提出を徹底させる。

イ 石綿による健康障害防止対策

- ・ 必要な届出をしないまま作業を開始した不適切事案については厳正に対処する。
- ・ 石綿が用いられている建築物の解体工事が増加することが見込まれることから計画届の届出、作業届及び事前調査結果等の報告が確実に行われるように関係者に対し周知を行い、無届工事の防止を図る。
- ・ 事前調査等の確実な実施とともに不適切な除去工事や無届工事等を無くすため、地方公共団体等への周知と連携を図る。

ウ 熱中症予防対策

- ・ あらゆる機会を捉えて、暑さ指数の周知を図り、職場における熱中症予防対策の徹底を図る。
- ・ 熱中症の予防にあたっては、気温への順化が重要であることから、暑くなる前の早い時期から、「STOP！熱中症クールキャンペーン」について、事業主団体や労働災害防止団体等を通じた周知を図る。
- ・ 日本産業規格（JIS）に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。
- ・ 作成が予定されている「職場における熱中症予防対策マニュアル」の活用に向けて、周知・指導を行う。

(7) 交通労働災害防止対策の推進

- ・ 交通労働災害を防止するため、全国安全週間・労働衛生週間準備説明会、安全衛生大会、集団指導等のあらゆる機会を通じて、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の普及促進を図る。

- ・ 交通労働災害の防止については、業種横断的な取組であり対象事業場数が膨大であることから、交通労働災害防止対策について、全国交通安全運動実施期間等の時期を捉え、業界団体や警察、陸運行政等と連携し、効果的かつ効率的な周知啓発を行う。

(8) 外国人労働者に対する安全衛生対策の推進

- ・ 安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示、健康管理の実施等の徹底を図る。あわせて、安全衛生教育の実施に当たっては、外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルの活用を図る。

(9) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

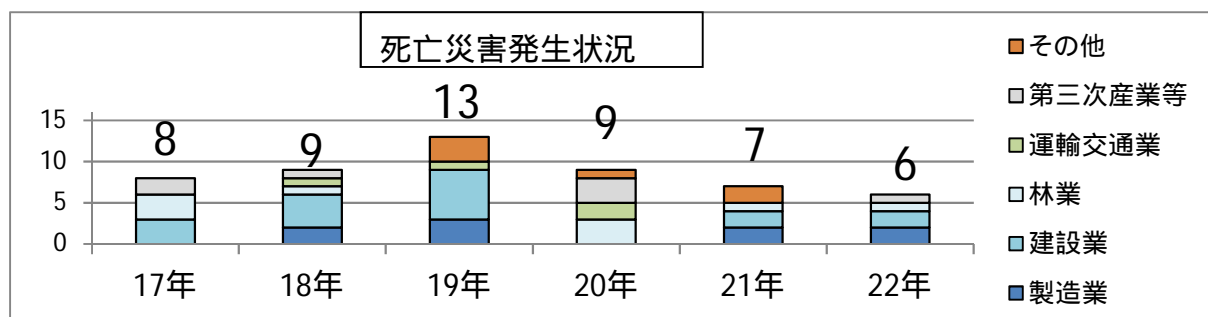
- ・ 労働安全衛生法第22条で規定する有害物質による健康障害の防止措置について、個人事業者等に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることが義務付けられたことから、発注者、事業者等に対し様々な機会を捉えて周知・啓発する。

6 安全衛生を取り巻く現状

(1) 死亡災害発生状況

死亡災害は、死亡者数が平成27年に5人となった後も増減を繰り返しており、令和4年の死亡者数は6人、うち、建設業で2人、製造業で2人、林業1人、商業1人となっている。事故の型別に見ると、建設業においては高所からの「墜落・転落」と「交通事故」、製造業においては、機械等による「はさまれ・巻き込まれ」と「飛来・落下」、林業では「激突され」、商業では「交通事故」となっており、13次防期間中を通じて「交通事故」による死亡災害が最も多く発生している。

重点業種では、建設業14人、製造業9人、林業で6人の死亡災害が発生しており、建設業では5人が「墜落・転落」災害、林業では3人が「激突され」災害、死亡災害が増加した製造業では6人が「はさまれ・巻き込まれ」災害で死亡するなど、それぞれの業種の業務内容に起因する特有の災害で多くの死亡災害の原因となっており、引き続き、交通労働災害の防止とともに、死亡災害が多く発生している業種を中心に労働災害防止対策に取り組むことが必要である。

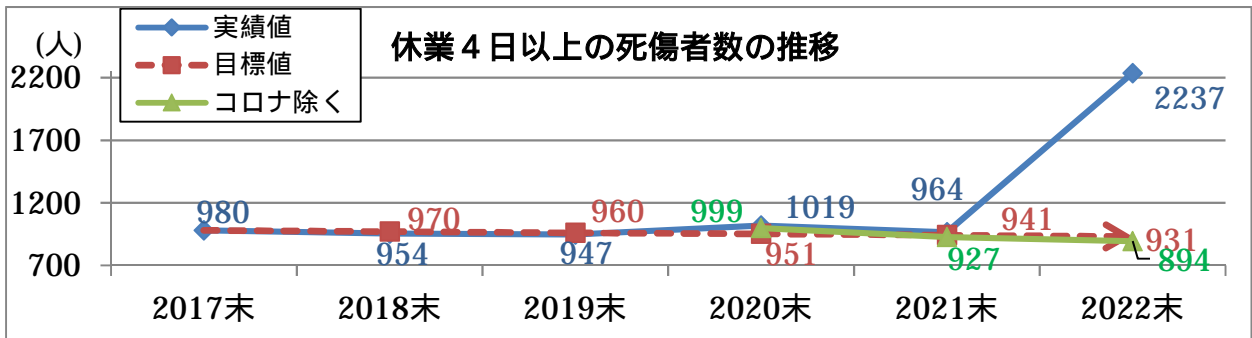


(2) 死傷災害発生状況

死傷災害については、第13次労働災害防止計画期間中増減を繰り返している。令和4年については、新型コロナウイルス感染症へのり患による影響が大きく、それを除くと、若干の減少傾向にある。事故の型別では、転倒(17%)、動作の反動、無理な動作(11%)、墜落・転落(13%)などとなっている。

業種別には、第三次産業での労働災害が5割以上を占めているが、県内従事者の多くを占める商業、保健衛生業においては転倒災害が1/3を超えており、次いで動作の反動・無理な動作となるなど、労働者の作業行動に起因する死傷災害が5割以上を占めている。

また、転倒災害の発生率は身体機能の影響も大きく、性別・年齢別で大きく異なる。男女ともに中高年齢層で高くなっているが、特に女性は50歳代以上で全体の5割を占めているなど、高年齢の女性の転倒災害の発生率は高くなっており、これらの労働災害の防止対策にも重点的に取り組む必要がある。



2022年は速報値

7 13次防の実施結果

(1) 死亡災害と死傷災害(休業4日以上 以下同じ)の状況

ア 労働災害発生状況

全業種(新型コロナウイルス感染を含む)

(単位:人 ()は死亡者数)

	2018	2019	2020	2021	2022	累計	目標
全業種	954(9)	947(13)	1019(9)	964(7)	2237(6)	6121(44)	期末931人以下
製造業	180(2)	187(3)	177	161(2)	174(2)	879(9)	累計3人以下
鉱業	1	3(1)	3	1	3	11(1)	
建設業	150(4)	164(6)	164	150(2)	202(2)	830(14)	累計17人以下
運輸業	106(1)	86(1)	98(2)	77	109	476(4)	
林業	61(1)	63	79(3)	70(1)	66(1)	339(6)	累計7人以下
水産業	26	16(1)	14(1)	16(1)	17	89(3)	
第三次	411(1)	407	461(3)	467	1645(1)	3391(5)	
その他	19	21(1)	23	22(1)	21	106(2)	

2022年は速報値

全業種（新型コロナウイルス感染を除く） (単位：人 ()は死亡者数)

	2018	2019	2020	2021	2022	累計	目標
全業種	954(9)	947(13)	999(9)	927(7)	894(6)	4721(44)	931人以下
製造業	180(2)	187(3)	177	156(2)	160(2)	860(9)	累計3人以下
鉱業	1	3(1)	3	1	2	10(1)	
建設業	150(4)	164(6)	164	143(2)	164(2)	785(14)	累計17人以下
運輸業	106(1)	86(1)	97(2)	77	96	462(4)	
林業	61(1)	63	79(3)	70(1)	66(1)	339(6)	累計7人以下
水産業	26	16(1)	14(1)	16(1)	13	85(3)	
第三次	411(1)	407	442(3)	443	375(1)	2078(5)	
その他	19	21(1)	23	21(1)	18	102(2)	

2022年は速報値

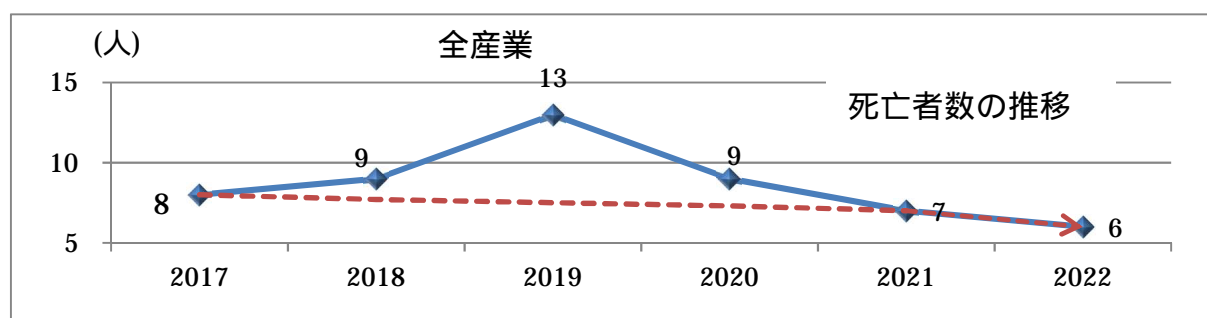
(2) 死亡災害の状況等

13次防における全業種での死亡者数について、2022年までに15%以上(6人以下)減少させるという目標に取り組み、2019年には建設業における死亡災害等が増加傾向となったが、災害防止団体への緊急要請や集中取り組みを行う等の対策を実施し、最終年での全業種での死亡者数は6人で目標以下となった。

13次防期間中の業種別の死亡災害の状況は、全業種で44名、内訳は、建設業14人(31.8%)、製造業8人(20.5%)、林業6人(13.6%)、運輸業4人(9.1%)、鉱業1人、農業1人、水産業3人(6.7%)、畜産業1人、商業2人(4.5%)、通信業1人、金融業1人、保健衛生業1人、となっている。

事故の型別にみると、交通事故14人(31.8%)、墜落・転落7人(15.9%)、飛来・落下7人(15.9%)、はさまれ・巻き込まれ7人(15.9%)、激突され5人(11.4%)、転倒2人(4.5%)、感電1人(2.3%)、おぼれ1人(2.3%)となっており、交通事故による死亡災害が最も多く発生している。

なお、新型コロナウイルス感染による死亡者はいなかった。



死亡災害重点業種

死亡災害重点業種の目標として、建設業、製造業、林業においてそれぞれ15%以上の減少を目標としていたが、製造業での死亡災害が大幅に増加した。

建設業

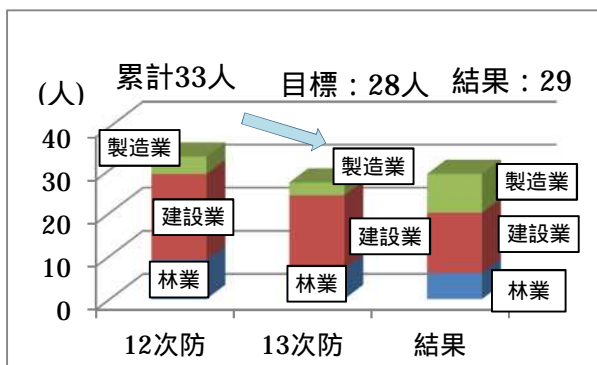
建設業では目標値から17.6%の減少となり、目標以上の削減となった。

2019年に建設業で死亡災害が増加したものの、災害防止団体に対する緊急要請、死亡災害防止キャンペーン、局署で毎年実施する連絡協議会、建設業労働災害防止協会を通じた周知啓発、監督・個別指導、建設業協会各支部・発注者との合同パトロール等により従来からの災害防止活動に取り組むとともに、あらゆる機会に「Safe Work KOCHI」をキャッチフレーズに労働災害防止活動の取り組みを推進した。

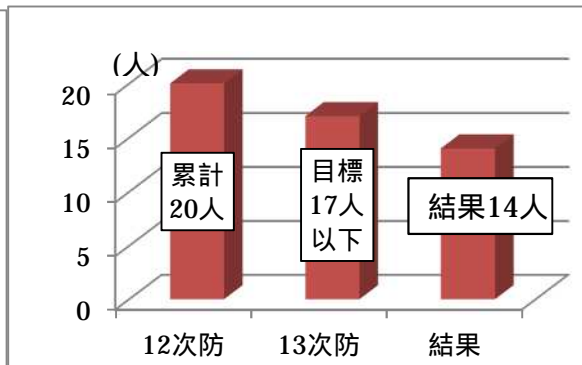
期間中の死亡災害を17人以下の目標として取り組み、期間中の死亡者は14人となった。内訳は墜落・転落5人、飛来・落下3人、交通事故3人、転倒1人、はさまれ・巻き込まれ1人、激突され1人となっている。

墜落による死亡災害は、12次防期間中の11人と比べ13次防期間中は5人と大幅に減少しているものの、13次防期間中の死傷災害に占める墜落災害は32%を占めるなど、依然として墜落災害の発生割合が高い。

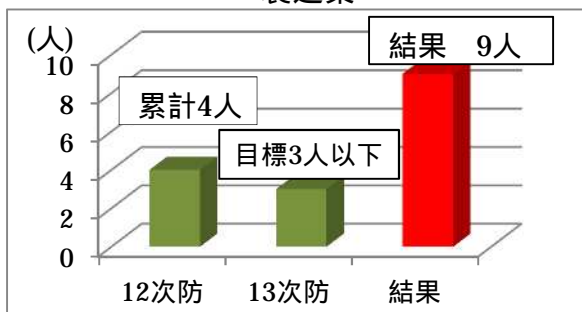
死亡災害重点業種



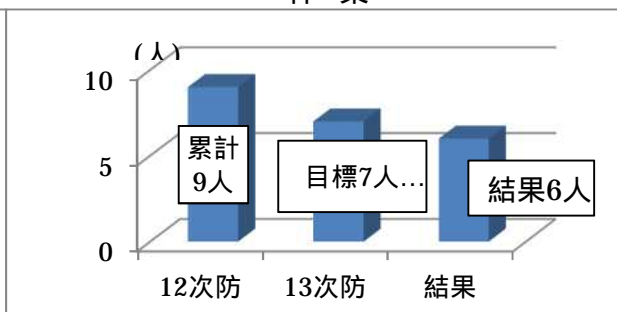
建設業



製造業



林業



製造業

製造業における労働災害防止対策は、各種説明会及び集団指導による周知、個別指導・監督指導等により指導実施した。

12次防期間中の死亡災害は4人（はさまれ・巻き込まれ2件、崩壊・倒壊、墜落・転落がそれぞれ1件）であり、13次防期間中の目標を3人以下として取り組みを行った。13次防期間中は、製造機械によるはさまれ・巻き込まれ6件、激突され、交通事故、飛来・落下災害がそれぞれ1件発生するなど、特に機械の修理・点検・清掃中のはさまれ・巻き込まれによる死亡災害が大幅に増加し、減少目標値の削減には至らなかった。

また、13次防期間中の死傷災害は、はさまれ・巻き込まれが20%、転倒18%、墜落・転落13%などとなっている。

林業

林業に対する災害防止対策は、個別指導・監督指導をはじめ、高知県労働基準協会連合会及び各地区協会、事業者団体、林業・木材製造業労働災害防止協会高知県支部等との連携、毎年各署で実施する森林組合労働災害防止協議会、森林管理署との合同パトロール等により重点的に実施した。

13次防期間中の目標を7人以下として取り組み、目標を下回る6人となったが、内訳は、激突され3人、転倒1人、墜落・転落1人、飛来・落下1人となっている。

13次防期間中の死傷災害は、激突され25%、切れ・こすれ16%、転倒14%、飛来・落下14%などとなっているが、保護衣の着用が定着しつつあり、チェーンソーによる下肢の切れ・こすれ災害は大幅に減少している。

重点業種 死亡災害発生状況

(人)

	第13次労働災害防止計画期間中の状況								
	12次	2017	2018	2019	2020	2021	2022	累計	目標
建設業	20	3	4	6	0	2	2	14	17人以下
製造業	4		2	3	0	2	2	9	3人以下
林業	9	3	1	0	3	1	1	6	7人以下
重点合計	33	6	7	9	3	5	5	29	28人以下

2022年は速報値

(3) 死傷災害の状況

2017年(980人)と比較して、2022年までに5%以上(931人以下)減少させる目標に対し、最終年の死傷者数は2237名(速報値)となっている。

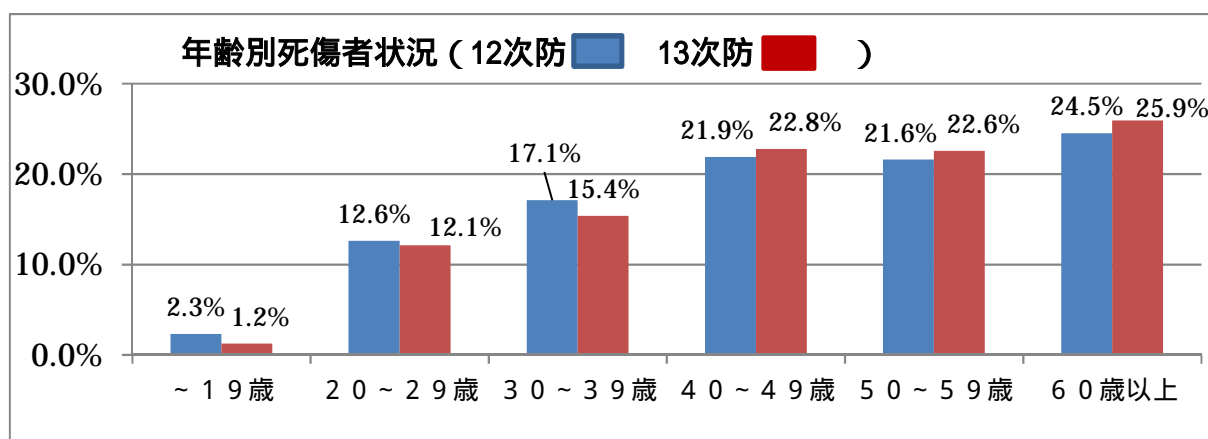
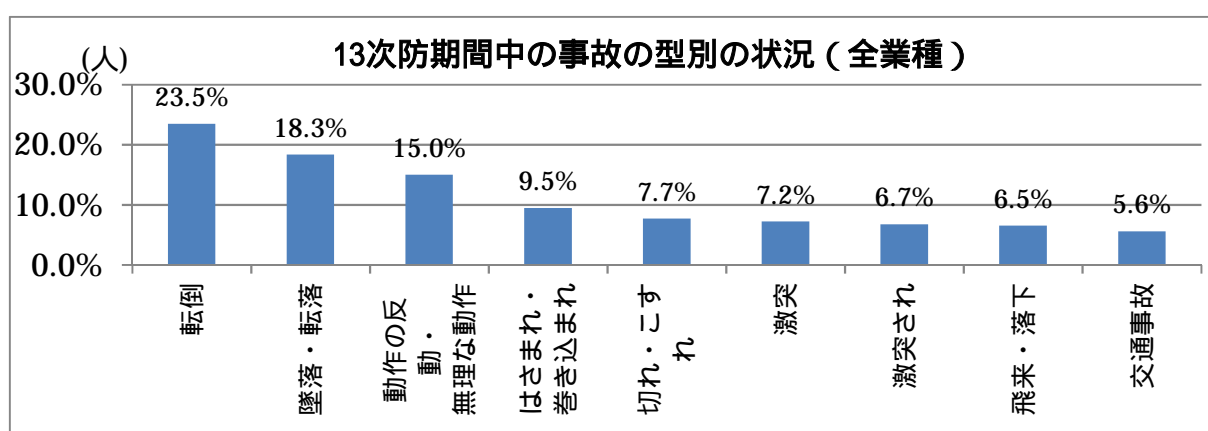
局署において、建設業や林業をはじめとする事業者に対し、各災害防止団体や各種協議会等を通じた従来からの災害防止活動に取り組むとともに、あらゆる機会に「Safe Work KOCHI」をキャッチフレーズに各種対策を周知し労働災害防止活動に取り組んだ。しかしながら、全国的に令和3年から職場における新型コロナウイルス感染による影響がみられ、高知県内においても令和4年当初から医療機関、介護施設を中心に大きく増加した。このため、13次防期間中の業種別の労働災害発生状況は第12次防に比べ医療機関や介護施設などの保健衛生業が大幅に増加し、全業種に占める死傷災害の割合も保健衛生業が30.1%となっており、次いで製造業14.7%、建設業13.9%、商業10.3%などとなっている。

13次防計画当初に想定されていなかった新型コロナウイルス感染による休業災害を除く死傷者数は894名で、速報値では13次防目標は達成しているものの、目標達成とはならない見込みである。なお、2017年からは8.9パーセント減少しており、業種別の内訳は、製造業18.2%、建設業16.7%、運輸業9.6%、林業7.2%、商業12.9%、保健衛生業14.7%などとなっている。

また、新型コロナウイルス感染による休業災害を除く事故の型別でみると、転倒 22%、墜落・転落 17%、動作の反動・無理な動作 14%、はさまれ・巻き込まれ 9%、切れ・こすれ 7%、激突 7%、激突され 6%、飛来・落下 6%、交通事故 6%などとなっており、転倒、動作の反動・無理な動作などの事故の型による災害がやや増加しているものの、12 次防期間中の状況から大きな変化はない。

年齢別の 13 次防期間中の状況は、12 次防期間中に比べ 40 歳以上の年代で増加傾向にあり、60 歳以上の労働者の死傷災害が全体の 1 / 4 を超える状況である。

13 次防期間中の休業 4 日以上の死傷者数は 6,121 人、新型コロナウイルス感染による休業災害を除くと 4,721 人となり、12 次防期間中の 4,780 人に比して 28.1%の増加、新型コロナウイルス感染による休業災害を除くと 1.2%の減少となった。



死傷災害重点業種

小売業、社会福祉施設、飲食店及び陸上貨物運送事業について、死傷者数を 2017 年(小売業 98 人、社会福祉施設 51 人、飲食店 24 人、陸上貨物運送事業 101 人)と比較して、2022 年までに 5 %以上減少させる目標に取り組んでおり、小売業と陸上貨物運送事業においては目標以下となる見込みであるが、業務に起因するコロナ感染拡大の影響を除いても、社会福祉施設と飲食店では目標以下とならなかった。

重点業種 死傷災害発生状況（新型コロナウイルス感染含む）（人）

		第13次労働災害防止計画期間中の状況					
	2017	2018	2019	2020	2021	2022	目標
小売業	98	85	97	119	94	88	93
社会福祉	51	69	58	82	82	380	48
飲食店	24	31	28	25	28	26	22
陸上貨物	101	85	75	85	73	87	95

2022年は速報値

重点業種 死傷災害発生状況（新型コロナウイルス感染除く）（人）

		第13次労働災害防止計画期間中の状況					
	2017	2018	2019	2020	2021	2022	目標
小売業	98	85	97	119	94	83	93
社会福祉	51	69	58	81	72	80	48
飲食店	24	31	28	25	31	25	22
陸上貨物	101	85	75	84	73	84	95

2022年は速報値

小売業

小売業は93人以下の目標に対し最終年で88人となった。

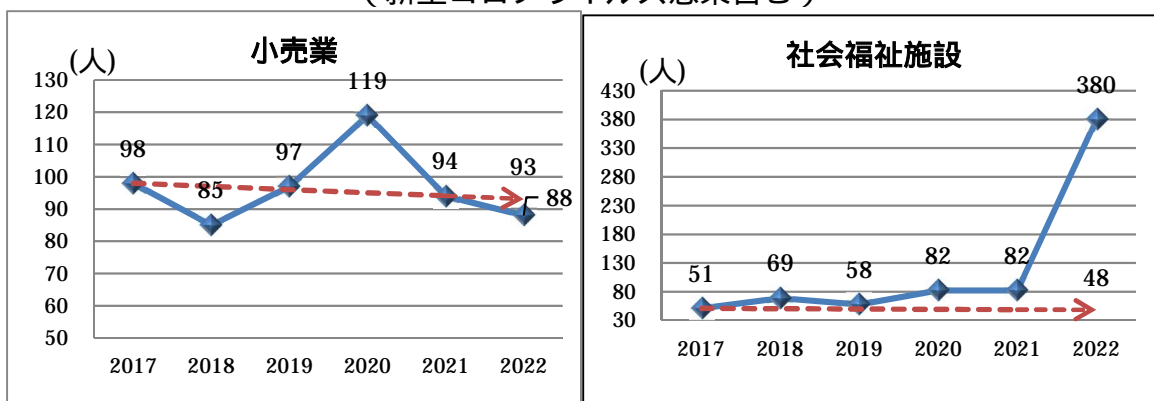
小売業に対しては、大規模店舗・多店舗展開企業、災害発生事業場に対する個別指導や労働基準協会を通じた各種災害防止対策等の周知啓発などの取組を推進した。13次防期間中の死傷者の内訳は、転倒37%、動作の反動・無理な動作15%、交通事故12%、墜落・転落10%などとなっており、交通事故では新聞配達におけるバイクや自転車での災害、墜落・転落では脚立使用や階段等での災害が多発している。

社会福祉施設

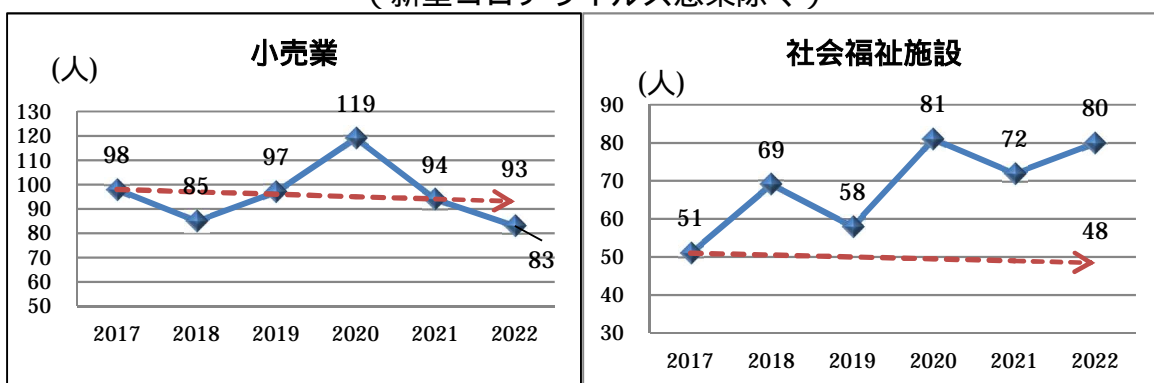
社会福祉施設は48人以下の目標に対し最終年で380人となった。社会福祉施設に対しては、集団指導や災害発生事業場に対する個別指導、労働基準協会・地区協会を通じた各種災害防止対策等の周知啓発などの取組を推進したが、社会福祉施設ではコロナ感染の影響を大きく受け、目標を下回ることは出来ず、また、コロナ感染による死傷者を除いても80人であった。

13次防期間中の死傷者の内訳は、転倒21%、動作の反動・無理な動作20%、その他291人(うち300人は新型コロナ感染)などとなっており、新型コロナ感染を除くと転倒37%、動作の反動・無理な動作35%となるなど、これらの災害が7割を超えている。

(新型コロナウイルス感染含む)



(新型コロナウイルス感染除く)



飲食店

飲食店は22人以下の目標に対し最終年で26人となった。

災害防止対策は、基準協会連合会を通じた周知、高齢者安全対策 WEB セミナー、職場環境改善 WEB セミナー等の集団指導、個々の事業場に対する個別指導等により災害防止対策の周知啓発を行った。

13次防期間中の死傷者の内訳数は、高温・低温物との接触28%、転倒25%、切れ・こすれ18%などとなっている。

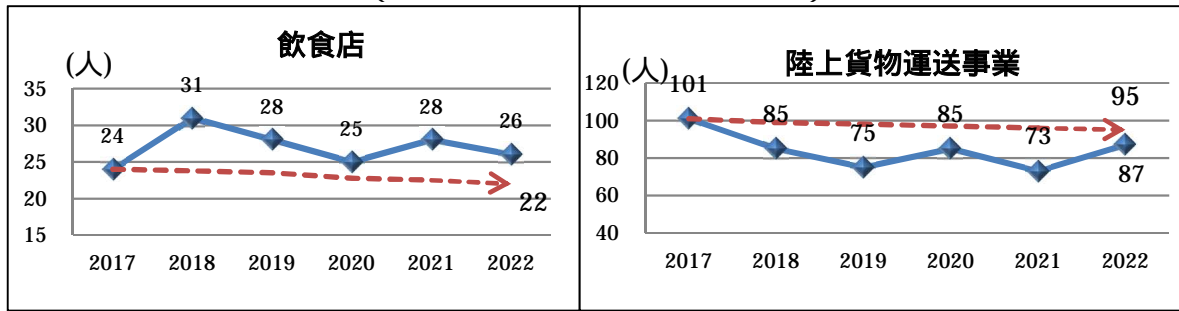
陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業は95人以下の目標に対し最終年で84人となった。

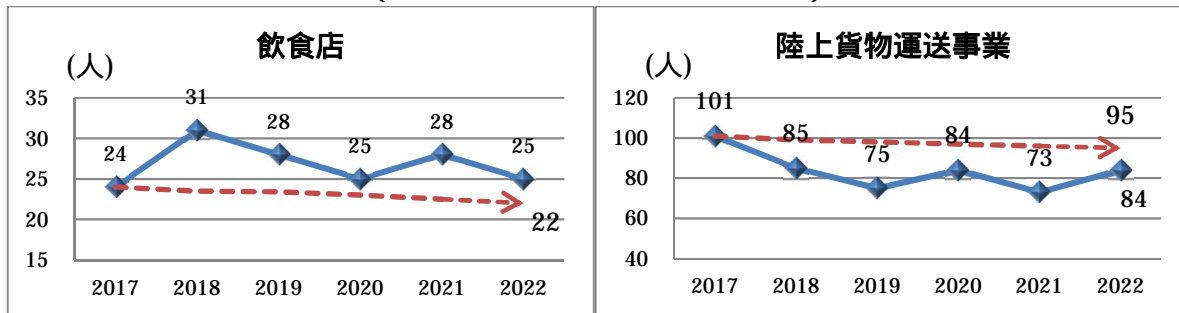
運輸業に対しては、陸上貨物運送事業を中心に、陸上貨物運送事業労働災害防止協会高知県支部、運輸支局等との連携により、また、個別指導・監督指導等により取組を推進した。

13次防期間中の陸上貨物運送事業に係る死傷者数は405人、最終年の死傷者数(速報値)は87人で目標以下となっている。災害の内訳は、トラックの荷台や運転席等からの墜落・転落が最も多く25%、次いで荷物取扱時等の動作の反動・無理な動作19%、転倒14%などとなっている。

(新型コロナウイルス感染含む)

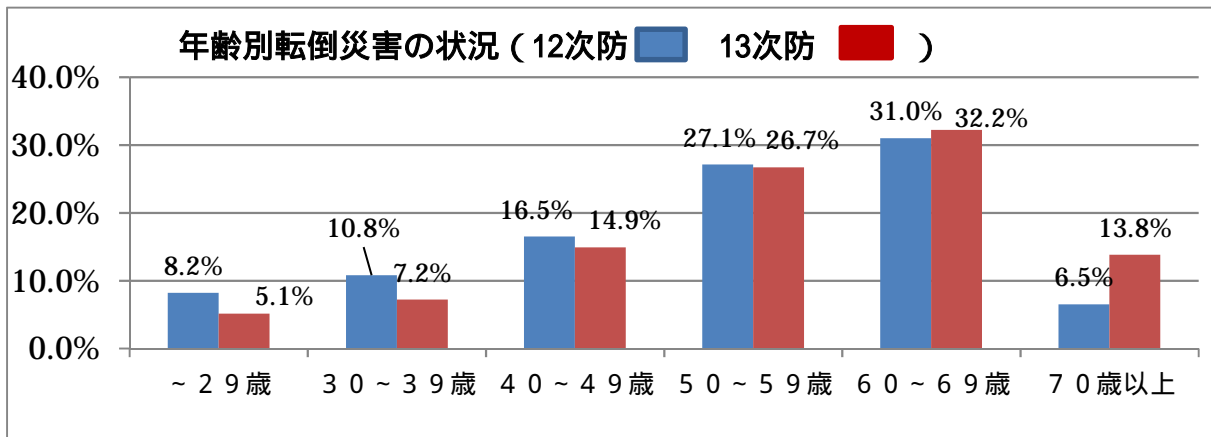


(新型コロナウイルス感染除く)



転倒災害の状況

12次防期間中から13次防期間中の全産業における転倒災害の発生状況について、12次防期間中の発生件数は972件に対し、13次防期間中は1,107件と13.9%の増加となった。また、70歳以上の年齢層で、女性の転倒災害が増加傾向となっている。

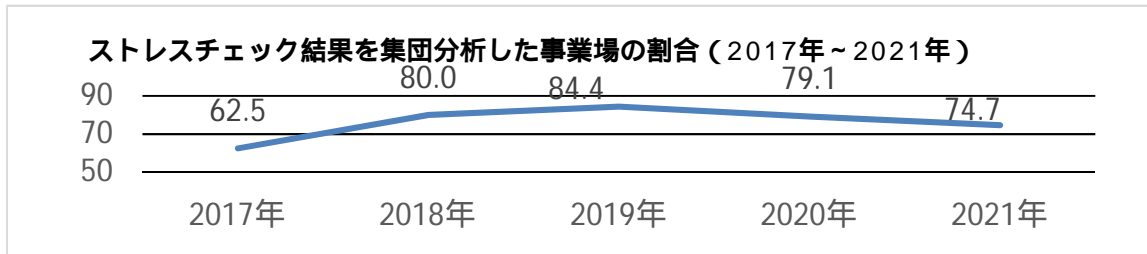


(4) 健康確保対策

ストレスチェック実施結果の分析状況

集団分析した事業場の割合を80%以上(62.5%：2017年)としていた目標(労働者50名以上)の実施状況は以下のとおり。

- ・ 2018年 80.0% (550 事業場報告のうち 472 分析実施 / 590 対象事業場)
- ・ 2019年 84.4% (569 事業場報告のうち 498 分析実施 / 590 対象事業場)
- ・ 2020年 79.1% (536 事業場報告のうち 467 分析実施 / 590 対象事業場)
- ・ 2021年 74.7% (501 事業場報告のうち 441 分析実施 / 590 対象事業場)



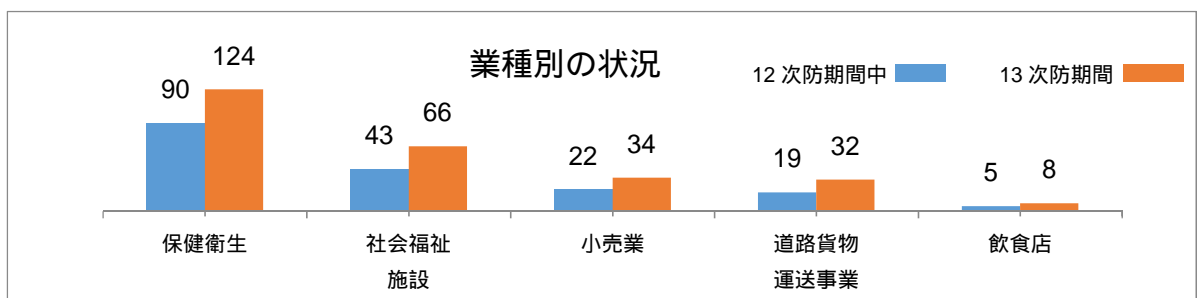
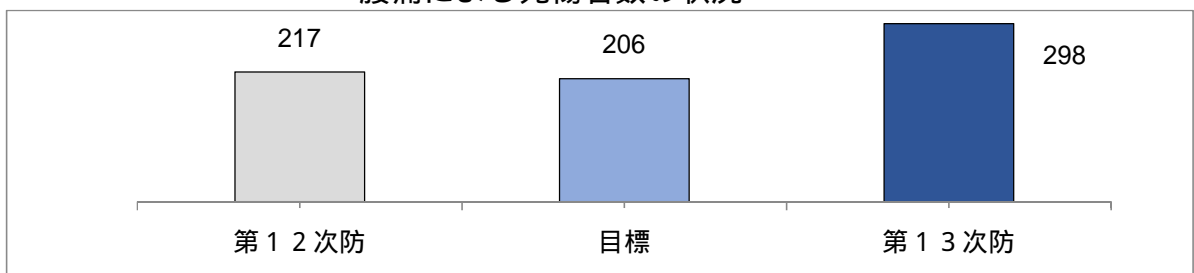
13 次防当初は 8 割を超える事業場が集団分析を実施している状況で推移していたが、2020 年以降は目標を下回る状況となっている。

各署において毎年実施している全国労働安全週間準備説明会、全国労働衛生週間準備説明会、その他あらゆる機会を通じて集団分析の実施について周知を図り、2019 年までは目標を維持していたが、2020-2021 年においては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため様々な取り組み等が自粛されたこと、また、2018 年、2019 年に 8 割を超える事業場で集団分析を実施していること等も期間の後半に実施率が低下していることに影響していると考えられる。

腰痛による死傷災害

腰痛による死傷災害を減少させる目標に対する状況は次のとおり。

腰痛による死傷者数の状況



12 次防期間中の腰痛災害発生件数に比べ、第 13 次防期間中にはいずれの業種でも増加傾向にあり、業種別には、保健衛生業 124 件、社会福祉施設 66 件、小売

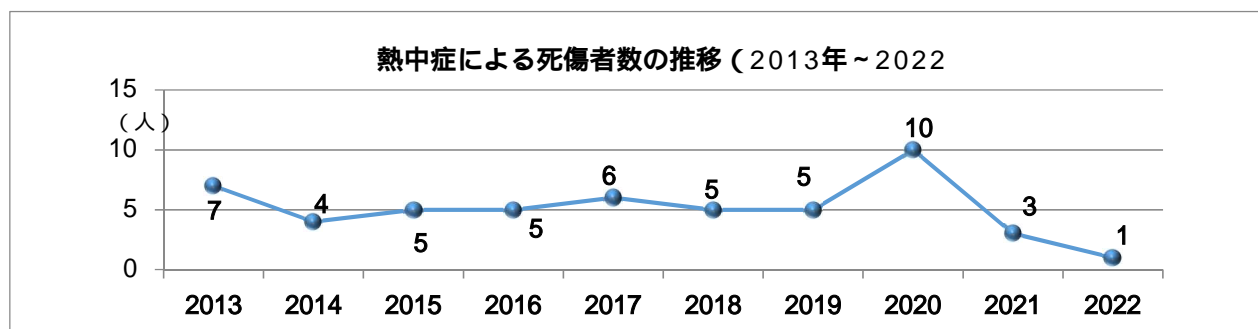
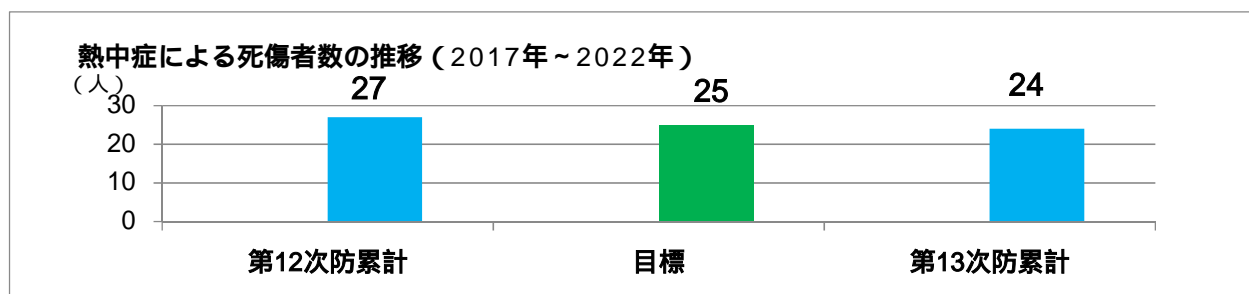
業 34 件、道路貨物 32 件、飲食店 8 件などとなっている。

5 %以上の削減目標に対し、結果は 37%増加となり、腰痛による死傷災害は 13 次防期間中に毎年 50 件を超えて発生している。引き続き腰痛予防対策、エイジフレンドリーガイドラインを周知し高齢者の労働災害防止について周知啓発を進める必要がある。

熱中症予防対策

熱中症予防対策については、ストップ熱中症クールワークキャンペーン(実施期間 5 月 1 日から 9 月 30 日)として、毎年 4-5 月に各署で開催している各種災害防止協議会、全国労働安全週間準備説明会、各災害防止団体協議会への局長要請、事業主に対する個別指導、ホームページ等により周知広報を実施し、13 次防期間中の目標(25 人以下)以下となった。

13 次防期間中の死亡災害は発生していないが、重症化リスクの高い災害であり、また、毎年の異常気象や地球温暖化が懸念され、引き続きあらゆる機会を捉えて、「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ暑さ指数の把握その他必要な措置の実施について引き続き周知啓発、指導等実施する必要がある。



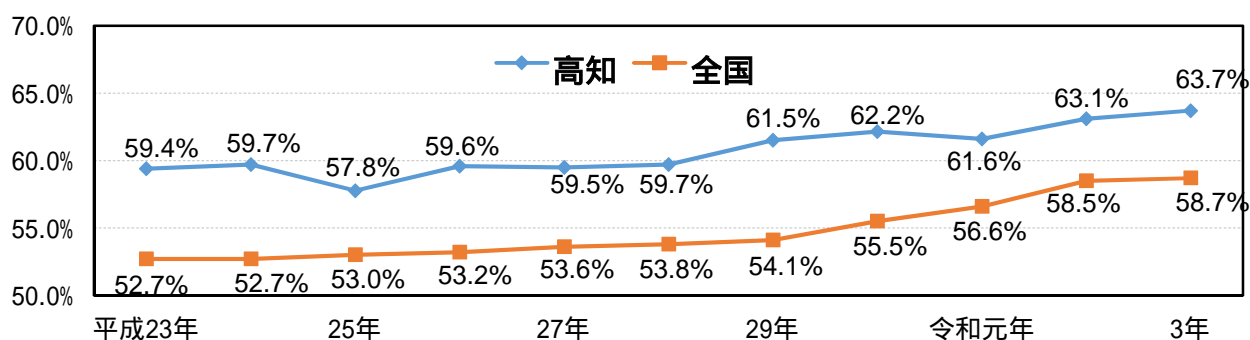
定期健康診断における有所見率の状況等

労働者の定期健康診断の有所見率は、平成 29 年に 6 割を超えて 61.5% (全国平均 54.1%) となった以降も徐々に上昇しており、令和 2 年に 63.1% (全国平均 58.5%)、令和 3 年は 63.7% (全国平均 58.7%) となった。

健康診断実施結果に基づく医師の意見聴取等の事後措置の徹底については、各種説明会や個別指導等により、また、小規模事業場における健康対策の推進について

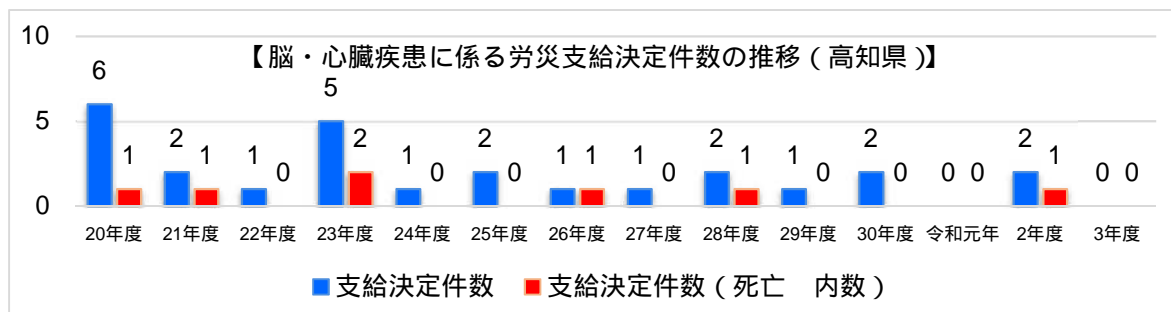
は高知産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施している各種支援事業の周知及び利用勧奨を行い健康確保対策の推進を図った。

県内の労働力人口の高年齢化とともに、定期健康診断実施結果における有所見率も上昇する傾向が継続することが見込まれるため、関係機関と連携し、労働者の健康確保対策、事業場における労働者の健康状態の把握及び生活習慣の改善等について、引き続き周知啓発が必要である。



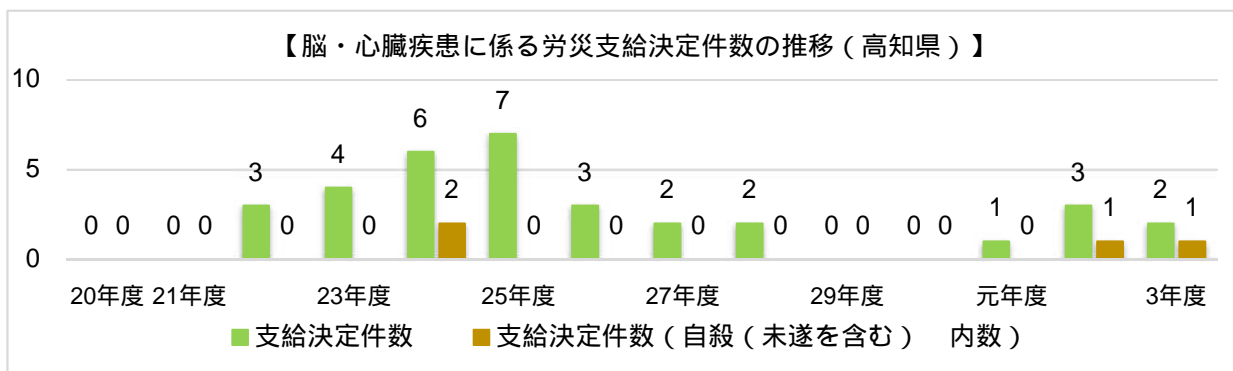
過重労働に係る脳・心臓疾患、精神障害の認定状況

13 次期間中における脳・心臓疾患の労災保険支給決定は、平成 30 年度 2 件、令和 2 年度 2 件、合計 4 件となっており、12 次防期間中の決定件数(7 件)から減少している。



また、精神障害の支給決定件数は、令和元年度 1 件、令和 2 年度 3 件、令和 3 年度 2 件、合計 6 件となっており、12 次防期間中(14 件)より減少し、認定件数においては 12 次防期間中に比べ脳・心臓疾患、精神疾患ともに減少傾向にある。

しかしながら、精神障害の請求件数は年々増加傾向にあり、事業場におけるメンタルヘルス対策を一層推進する必要があると認められ、過重労働による健康障害防止、働き方改革を推進するためにも、引き続き長時間労働の防止について周知啓発、指導等を進める必要がある。



治療と仕事の両立支援対策

平成 29 年 9 月 1 日に設立した、治療と仕事の両立支援の取組の推進を図るための高知県地域両立支援推進チームの活動等を通して、高知県、産業保健総合支援センター、医療機関等関係者と連携し、各種会議、説明会等において「治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等周知を図り制度の浸透に努めた。

しかしながら、推進チームが実施した自主点検においては、県内企業、労働者個人に十分認識されている状況ではなく、引き続き高知県地域両立支援推進チームを通じた連携等により、県内事業場に対し「治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の効果的な周知を図る必要がある。

化学物質等による健康障害防止対策

・化学物質対策

各署において、安全週間・労働衛生週間準備説明会、集団指導、個別指導等において化学物質を取扱う事業場、溶接作業を行う事業場等に対し、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の遵守の徹底について周知を図った。

事業者の措置義務等について、改正期日が順次到来することとなるため、対象事業場に対し、労働安全衛生コンサルタントの活用も含め、引き続き指導実施する必要がある。

・石綿等による健康障害防止対策

各署において、建設業安全衛生推進協議会、安全週間・労働衛生週間準備説明会、集団指導、個別指導等を通じ、石綿使用建築物の解体作業等を行う事業場に対し、石綿障害予防規則等について周知を行うとともに、高知県や市町村などの地方自治体等と連携し、解体工事の届出等について指導実施を行った。

適正な事前調査の確実な実施、事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策、粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、第 10 次粉じん障害防止対策に基づく粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組の推進等について、引き続き指導実施する必要がある。

(5)業種別死傷災害の詳細

建設業における事故の型別死傷者数

事故の型	12次防期間中の災害	13次防期間中の災害											計	12次防期間中の災害との増減率(%)
		墜落・転落	転倒	激突	激突され	飛来・落下	はさまれ・巻き込まれ	切れこすれ	交通事故	動作の反動・無理な動作	左記以外			
建設業	839	262	73	55	52	76	73	73	23	59	80	826	-1.5	
(死者数)	(20)	(5)	(1)		(1)	(3)	(1)		(3)			(14)	-30.0	
土木工事	376	91	41	24	34	41	38	25	15	25	32	366	-2.7	
建築工事	365	142	26	26	16	26	26	39	7	26	45	379	3.8	
その他	98	29	6	5	2	9	9	9	1	8	3	81	-17.3	

建設業については、「Safe Work KOCHI」をスローガンとして、四国地方整備局や高知県、市町村などと毎年開催している発注者連絡会議、各署で実施している災害防止協議会、発注者と事業者との合同パトロール、建設業労働災害防止協会高知県支部等との連携により取組を推進してきた。また、年末年始の災害防止や夏季の熱中症対策、自然災害の復旧工事における災害防止対策、局長パトロールの実施など、時機をとらえて労働災害防止の周知啓発を進めてきた。

これらの取り組みの結果、死亡災害および休業災害発生件数ともに12次防期間中以下とすることが出来た。

しかしながら、事故の型別でみると、墜落・転落災害が死傷災害で31.7%、死亡災害でも35.7%を占めているなど、依然として墜落災害による死亡災害・休業災害は多く発生しており、また、交通事故による死亡災害も3件(21.4%)発生している。

労働災害多発業種であり、重大災害の発生が懸念される業種であることから、「Safe Work KOCHI」をスローガンとして、引き続き発注機関や建設業労働災害防止協会高知県支部との連携を図り、死亡災害の撲滅及び墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの取り組み促進対策等を重点として労働災害防止に取り組む必要がある。

製造業における事故の型別死傷者数

事故の型	12次防期間中の災害	13次防期間中の災害											12次防期間中の災害との増減率(%)
		墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れこすれ	交通事故	動作の反動・無理な動作	左記以外	計	
製造業	931	110 12.6%	156 17.9%	62 7.1%	77 8.8%	50 5.7%	175 20.1%	76 8.7%	15 1.7%	84 9.6%	67 7.7%	872	-6.3
(死亡者数)	(4)				(1)	(1)	(6)		(1)			(9)	
食料品	221	14	75	17	13	9	34(2)	20	8(1)	21	24	235	6.3
木材・木製品	105	9	7	4	4	7	24(1)	20		4	6	85	-19.0
パルプ等紙・紙加工	82	7	7	3	1	2	18	6	1	5	13	63	-23.2
金属製品	87	8	11		20(1)	4	20	7		5	6	81	-6.9
一般機械器具	95	4	8	6	12	7	26(1)	5		9	7	84	-11.6
輸送用機械	69	19	4	8	7	6	4	1		13	5	67	-2.9
上記以外の製造業	272	49	44	24	20	15(1)	49(2)	17	6	27	6	257	-5.5

製造業については、高知県労働基準協会連合会及び各地区協会、事業者団体、林業・木材製造業労働災害防止協会高知県支部等との連携により取組を推進した結果、13次防期間中の製造業における労働災害は、12次防期間中と比して死傷災害が6.3%減少しており、全産業に占める製造業の割合は14.7%となっている。

しかしながら、死亡災害が12次防期間中の3人から9人に大幅に増加しており、9件の死亡災害のうち6件がはさまれ・巻き込まれ災害となっている。

また、死傷災害を事故の型別でも、はさまれ・巻き込まれが最も多く20.1%を占めている。点検、清掃中等に機械を確実に停止していない、安全作業マニュアルの遵守がなされていないなど基本的な安全対策の未実施による災害が認められる。

製造業における死傷災害の割合は、食料品製造業が最も多く27.0%、木材・木製品製造業9.8%、一般機械器具製造業9.6%、金属製品製造業9.3%、パルプ・紙・紙加工品製造業7.2%、輸送用機械製造業7.7%などとなっている。機械の清掃、点検作業も含めたりスクアセスメントの実施、死亡災害が多発しているはさまれ・巻き込まれ災害の防止、死傷災害の割合が高い転倒災害等の防止について、引き続き個別指導等、集団指導等あらゆる機会を通じて指導・周知啓発を図る必要がある。

林業における事故の型別死傷者数

事故の型	12次防期間中の災害	13次防期間中の災害										
		墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	はさまれ・巻き込まれ	激突され	切れ・こすれ	動作の反動・無理な動作	左記以外	計	12次防期間中の災害との増減率(%)
林業	414	39	48	13	47	10	86	53	22	21	339	-18.1%
		11.5%	14.2%	3.8%	13.9%	2.9%	25.4%	15.6%	6.5%	6.2%		
死亡者数	(9)	(1)	(1)		(1)		(3)				(6)	

林業については、四国森林管理局、高知県、林業・木材製造業労働災害防止協会高知県支部等との連携による取組を推進してきた。また、各署においては関係機関との災害防止協議会を毎年開催し、合同パトロールの実施、全国安全週間・衛生週間準備説明会等でのガイドラインの周知を行うなどの取組を進めた。13次防期間中の林業における労働災害は、12次防期間中と比して、死傷災害が18.1%減少するとともに、死亡災害についても6人となり33.3%の減少となっている。

しかしながら、林業従事者が全産業に占める労働者の割合は1%に満たないにもかかわらず、13次防期間中の高知局全体の労働災害に占める林業の割合は、死傷災害で5.7%、死亡災害で13.6%を占めている。

死傷災害を事故の型別で見ると、激突され25.4%、切れ・こすれ15.6%、転倒14.2%、飛来・落下13.9%、墜落・転落11.5%などとなっている。切れ・こすれについては保護衣の着用が浸透しつつあり、12次防期間中のチェーンソーによる同種災害は69件であったが、13次防期間中は32件まで半減している。

林業における労働災害は減少傾向にあるものの、国産材の需要の高まりによる事業量の増加が見込まれるとともに、死傷災害、死亡災害の発生割合は高く、引き続き、四国森林管理局、高知県、林業・木材製造業労働災害防止協会高知県支部等との連携、各森林組合と組織した災害防止協議会、個別指導・監督指導等により労働災害防止の取組の推進を図る。

運輸業・陸上貨物取扱事業における事故の型別死傷者数

事故の型	12次防期間中の災害	13次防期間中の災害										12次防期間中の災害との増減率(%)
		墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故	動作の反動・無理な動作	左記以外	計	
運輸業	463	117	63	45	25	29	36	37	86	28	466	0.6
		25.1%	13.5%	9.7%	5.4%	6.2%	7.7%	7.9%	18.5%	6.0%		
(死亡災害)	(5)				(1)			(3)			(4)	
陸上貨物	399	112	52	39	25	26	31	25	79	7	396	-0.1
その他	64	5	11	6		3	5	12	7	21	70	9.4

運輸業については、陸上貨物取扱事業を中心に、陸上貨物運送事業労働災害防止協会高知県支部、運輸支局等との連携により取組を推進した。13次防期間中の運輸業における労働災害は、12次防期間中と比して死傷災害が0.6%増加、死亡災害は1人減少となっている。運輸業についても新型コロナウイルス感染による休業災害の影響を受けており、新型コロナウイルス感染による死傷者数を除くと12次防期間中を3%下回る449人となっている。

死亡災害は交通事故によるものが3件、荷下ろし中に原木が落下したものが1件となっている。

重点業種である陸上貨物運送事業の労働災害発生状況は、12次防期間中から微減しているものの、運転席やトラック荷台からの墜落・転落が最も多く、次いで動作の反動・無理な動作、転倒などとなっている。引き続き、陸上貨物運送事業労働災害防止協会高知県支部及び高知運輸支局等との連携、また、荷主も含めた荷役作業の安全対策への取り組み等の周知も含め、荷役作業時の労働災害防止を重点として災害防止に取り組む。

小売業における事故の型別死傷者数

事故の型	12次防期間中の災害	13次防期間中の災害										
		墜落・転落	転倒	激突	はさまれ・巻き込まれ	切れこすれ	高温・低温物との接触	交通事故	動作の反動・無理な動作	左記以外	計	12次防期間中の災害との増減率(%)
小売業	453	49	175	18	24	33	21	57	72	29	478	5.5%
		10.3%	36.6%	3.8%	5.0%	6.9%	4.4%	11.9%	15.1%	6.1%		

小売業については、大規模店舗・多店舗展開企業、災害発生事業場に対する個別指導や労働基準協会を通じて各種災害防止対策等の周知啓発などの取組を推進した。

13次防期間の小売業の死傷災害は、転倒災害36.6%、動作の反動・無理な動作15.1%、交通事故11.9%、墜落・転落10.3%などとなっており、転倒災害と動作の反動・無理な動作で死傷災害全体の半数を占めている。

また、交通事故については7割以上が新聞配達中の自転車・バイクによる交通事故となっており、期間中に小売業で発生した死亡災害も新聞配達中の交通事故であった。

小売業を営む事業者に対しては、転倒災害、災害性腰痛、交通労働災害等について労働災害防止対策を継続する必要がある。

社会福祉施設における事故の型別死傷者数

事故の型	12次防期間中の災害	13次防期間中の災害										
		墜落・転落	転倒	激突	切れこすれ	高温・低温物との接触	交通事故	動作の反動・無理な動作	新型コロナウイルス	左記以外	計	12次防期間中の災害との増減率(%)
(社会福祉)	251	24	131	23	7	13	13	124	273	10	631	251.4%
		3.8%	20.7%	3.6%	1.1%	2.1%	2.1%	19.7%	43.2%	1.6%		

社会福祉施設(介護施設)に対しては、基準協会連合会を通じた周知、県や市町村との連携、高齢者安全対策 WEB セミナー、職場環境改善 WEB セミナー等の集団指導、個々の事業場に対する個別指導等により災害防止対策の周知啓発を行った。

社会福祉施設の全産業に占める13次防期間の死傷災害の割合は10.6%であり、新型コロナウイルス感染による死傷災害の増加が大きく影響している。

死傷災害を事故の型別でも、新型コロナウイルス感染によるものが43.2%、転倒20.7%、動作の反動・無理な動作19.7%、交通事故2.1%となっており、引き続き、新型コロナウイルス感染症防止対策に取り組むとともに、労働力人口の高齢化に伴うエイジフレンドリーガイドラインの周知、SAFE コンソーシアムの周知等により災害防止について指導啓発を図る。

飲食店における事故の型別死傷者数

事故の型	12次防期間中の災害	13次防期間中の災害											計	12次防期間中の災害との増減率(%)
		墜落・転落	転倒	激突	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	高温・低温の物との接触	交通事故	動作の反動・無理な動作	新型コロナウイルス	左記以外		
飲食店	150	7	35	7		7	25	39	4	12	4	1	141	-6.0
		4.9%	24.8%	4.9%		4.9%	17.7%	27.7%	2.8%	8.5%	2.8%	1%		

飲食店において最も多く発生している休業災害は、高温・低温の物との接触(27.7%)、転倒(24.8%)となっており、この二つの災害で全体の半数を占めており、次いで切れ・こすれ(17.7%)、動作の反動・無理な動作と続いている。災害防止対策としては、基準協会連合会を通じた周知、高齢者安全対策 WEB セミナー、職場環境改善 WEB セミナー等の集団指導、個々の事業場に対する個別指導等により災害防止対策の周知啓発を行った。

飲食店の労働災害防止については、小規模事業場が多く店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限、予算が限定的であるが、本社・本部等を通じた周知指導の可否等を検討し、死傷災害が発生した事業場に対する個別指導、事業主団体を通じた周知啓発等により安全衛生管理の取組の推進を図る。

厚生労働省組織令（抄）

平成12年政令第252号

第156条の2（地方労働審議会）

都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。第44条、第45条及び第47条の規定に限る。）港湾労働法（昭和63年法律第40号）及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、都道府県労働局長又は関係行政機関（家内労働法の施行に関する重要事項にあたっては、都道府県労働局長）に意見を述べること。

三 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 厚生労働大臣が指定する都道府県労働局に置かれる地方労働審議会は、前項に定めるもののほか、関係都道府県労働局長の諮問に応じて同項第1号に掲げる重要事項のうち港湾労働法の施行に関するものであって二以上の都道府県の区域の一部をその区域とする港湾に係るものについて調査審議し、かつ、関係都道府県労働局長又は関係行政機関に意見を述べることができる。

4 前2項に定めるもののほか、地方労働審議会に関し必要な事項については、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）の定めるところによる。

地方労働審議会令

平成13年9月27日政令第320号

(名称)

第1条

地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第2条

審議会は、委員18人で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第3条

委員は、労働者(家内労働法 昭和45年法律第60号 第2条第2項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第3項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

- 2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。
- 3 臨時委員のうち、関係労働者を代表する者及び関係使用者を代表する者は、各同数とする。
- 4 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第4条

委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。
- 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第5条

審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条

審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 前項の委員のうち、労働者を代表する者及び使用者を代表する者は、各同数とする。
- 4 第2項の臨時委員のうち、関係労働者を代表する者及び関係使用者を代表する者は、各同数とする。
- 5 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 6 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第7条

家内労働法第21条第1項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表する者及び関係使用者を代表する者は、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務が終了したときは、審議会の決議により、廃止するものとする。
- 4 前条第5項から第8項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第8条

審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前2項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第9条

審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第10条

この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この政令は、平成13年10月1日から施行する。

高知地方労働審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 高知地方労働審議会(以下「審議会」という。)の議事運営は、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2及び地方労働審議会令(平成13年政令第320号。以下「審議会令」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、高知労働局長(以下「局長」という。)の請求があったとき、会長が必要であると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が招集する。

- 2 会長は、前項の規定にかかわらず、局長から諮問を受ける場合には、委員に対しその旨を通知することにより、会議を招集せずに当該諮問に係る議事を処理することができる。
- 3 局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
- 4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知しなければならない。
- 5 会長が選任されていない場合の会議の招集及び開催については、局長が行うものとする。

(会議への出席方法及び委員の欠席)

第3条 委員は、会長が必要と認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

(会議の進行等)

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の開催)

第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人若しくは団体の情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される

恐れのある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

(議事録及び議事要旨)

第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人若しくは団体の情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れのある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(議決後の取扱)

第7条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、議決書又は意見書をその都度局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条第2項第2号の規定により関係行政機関に意見を述べたときは、当該意見書の写しを局長に送付しなければならない。

(部会の設置)

第8条 審議会は、審議会令第6条第1項の規定に基づき、次の部会を置くこととする。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会

(部会への準用)

第9条 第2条(第2項を除く)から第6条までの規定は、前条の部会及び最低工賃専門部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(部会の議決)

第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決(全会一致の場合に限る。)をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを議決したときは、この限りでない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決(全会一致の場合に限る。)をしたときは、会長がその内容を委員に通知し、了承を得ることにより、当該議決を審議会の議決とすることができる。

(臨時委員の任期)

第11条 臨時委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終

了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

(最低工賃専門部会の廃止)

第 11 条の 2

最低工賃専門部会が第 10 条第 1 項に基づく議決をした場合において、当該議決が家内労働法(昭和 45 年法律第 60 条)以下、「法」という。)第 8 条第 1 項及び第 10 条に規定する最低工賃の決定又は、改正若しくは廃止に関するものである場合であって法第 9 条第 2 項の規定に基づく異議の申出がなかった場合には、当該専門部会は当該異議の申出ができることとされた日をもって廃止するものとする。

(部会及び最低工賃専門部会の議事運営)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成 13 年 11 月 27 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 10 月 30 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 11 月 13 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 3 月 18 日から施行する。

高知地方労働審議会労働災害防止部会運営規程

(規程の目的)

第 1 条 高知地方労働審議会労働災害防止部会 (以下「部会」という。) の議事運営は、厚生労働省組織令 (平成 1 2 年政令第 2 5 2 号) 第 1 5 6 条の 2 及び地方労働審議会令 (平成 1 3 年政令第 3 2 0 号。) 並びに高知地方労働審議会運営規程 (平成 1 3 年 1 1 月 2 7 日施行) に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(審議事項)

第 2 条 部会は、労働災害防止に関する専門の事項であって高知地方労働審議会 (以下「審議会」という。) から付託された事項を調査審議する。

(審議会報告)

第 3 条 部会長は、部会において調査審議した結果の概要を審議会へ報告する。

(部会の運営)

第 4 条 部会の運営に関して必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(規程の改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成 1 4 年 3 月 1 5 日から施行する。

高知地方労働審議会の公開に関する要領

1 目的

この要領は、高知地方労働審議会運営規程第5条に定めた、審議会の公開に関する基準及び手続きを定め、審議会の活動を広く一般に説明することができるようにするとともに審議会の円滑な運営に資することを目的とする。

2 審議会の公開基準

審議会の会議は、次の場合を除き公開するものとする。

公開することにより、個人又は団体の情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合。

公開することにより、個人又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合。

公開することにより、率直な意見の交換又は意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合。

3 公開の方法等

審議会の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行う。

審議会は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設ける。

審議会の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう会議の傍聴にかかる遵守事項を定め、当該会議の秩序維持に努める。

4 会議開催の周知

審議会は、会議を公開するに当たっては、当該会議の開催日の7日前までに、開催日時、開催場所、議題、傍聴者の定員、傍聴の手続き、その他必要な事項を記載した開催通知を局掲示板に掲示する。

5 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

この要領は、平成15年11月15日以降に開催される審議会から適用する。